

経 済 労 働 委 員 会 記 録  
＜第2号＞

平成24年第5回沖縄県議会（9月定例会）

平成24年10月9日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

## 経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

---

### 開会の日時

年月日 平成24年10月 9 日 火曜日  
開 会 午前10時00分  
散 会 午後 4 時20分

---

### 場 所

第 1 委員会室

---

### 議 題

- 1 乙第 3 号議案 沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例
- 2 乙第 4 号議案 沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 3 陳情第81号、第102号、第113号、第114号、第119号、第123号、第140号の2、第143号、第144号、第146号、第148号、第151号、第158号、第161号、第162号及び第166号
- 4 農林水産業について（台風15号、台風6号、台風17号の被害状況及び対策について）
- 5 閉会中継続審査・調査について
- 6 視察調査日程について

---

### 出 席 委 員

委 員 長	上 原	章 君
副 委 員 長	砂 川	利 勝 君
委 員	座喜味	一 幸 君
委 員	翁 長	政 俊 君
委 員	新 垣	哲 司 君

委員 仲村未央さん  
 委員 崎山嗣幸君  
 委員 玉城満君  
 委員 瑞慶覧功君  
 委員 玉城ノブ子さん  
 委員 儀間光秀君  
 委員 喜納昌春君

委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

農林水産部長	知念	武君
農林水産企画課副参事	泉	強君
農林水産企画課班長	安田宗	伸君
園芸振興課長	島尻勝	広君
糖業農産課長	竹ノ内昭	一君
森林緑地課長	謝名堂	聡君
水産課長	島田和彦	君
環境生活部自然保護課班長	渡嘉敷	彰君
商工労働部長	平良敏昭	君
産業振興統括監	安里	肇君
産業政策課長	田中建治	君
産業政策課副参事	古堅勝也	君
企業立地推進課長	大城玲子	さん
雇用政策課長	新垣秀彦	君
文化観光スポーツ部長	平田大一	君
観光政策統括監	下地芳郎	君
文化スポーツ統括監	湧川盛順	君

観光振興課長 神谷 順治 君  
文化振興課長 瑞慶山 郁子 さん

---

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第3号議案及び乙第4号議案の条例議案2件、陳情第81号外15件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日は、説明員として、農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第3号議案沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

知念武農林水産部長。

○知念武農林水産部長 それでは、平成24年第5回県議会定例会の議案書に基づき、説明させていただきます。

議案書の4ページをごらんください。

乙第3号議案沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、森林の保全及び森林資源の利用による林業、木材産業等の活性化を図ることを目的に、平成21年度から施行しているところであります。本議案は、新たに間伐等の実施及び木材加工流通施設等を設備するため、基金の用途を条例へ追加する必要があることから、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 この基金のそもそもの目的と今回の改正理由についてお願いします。

○謝名堂聡森林緑地課長 この基金につきましては、平成21年度から3年間、地球温暖化等を背景に木材利用の推進と、木材産業の活性化を目的に沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金として設置をしております。これにつきましては、地球温暖化等で木材を利用することがバイオマス資源として一木は御承知のとおり一度二酸化炭素を固定する機能がございますが、樹木だけではなく、材として利用する場合でも二酸化炭素を固定するという事で、木材を利用していることが地球温暖化の防止につながるということで、木材利用の推進ということで、当初設定されてございます。平成21年度から平成23年度までの3年間で当初の予定でしたが、昨年度東日本大震災の被害を受けまして、復興に必要な資材の供給と安価な輸入材等に対抗できる生産体制の確立ということで内需型の産業、林業の再生を図ろうということで3年間国が期間を延長しております。沖縄県においても戦後植えた人工林が、資源が充実してまいりまして、間伐等の手入れを適宜進めることにより県内の需要にも対応しようということで、今回この事業をお願いしているところです。

○仲村未央委員 これはもともとは平成21年の経済対策基金の、一連の基金として創設されたものですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 そうでございます。

○仲村未央委員 その基金の残高と執行状況、どのような事業にこれまで使ってきたのか。

○謝名堂聡森林緑地課長 当初基金につきましては1億円の基金を造成しまして、3年間事業を実施してございます。初年度の平成21年度は、デイゴヒメコバチの防除事業に一部使用してございます。それから地域材の利用開発ということで、県産樹種を導入した化粧合板の利用開発等を実施しております。平成22年度は、木造の公共施設ということで沖縄県立島尻養護学校の木質内装化、県産防風工の利用開発の検討、東村に木造の保育園などを設置しております。昨年、平成23年度は地域材の利用開発ということで、食洗機に対応する漆器の開発、学童机の改良、開発、屋外用の恒久耐久性の木材の利用開発等々、木材の利用推進、木材の利用を中心に事業を実施しております。1億円の事業につきまして、今現在の残高、平成23年度の事業が昨年度2800万円を利用しまして、今年度、2月に沖縄県議会で5500万円の新たな増額積み立てをしまして、今の

残高が5513万3114円ということですが。

○仲村未央委員 今、おっしゃいました5500万円が新たな基金の積み増しということになりますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 若干13万円ほど繰り越しはありますが、おおむねが今回の積み立てになっています。

○仲村未央委員 この5500万円の財源ですが、先ほど復興支援という話がありましたが、これは復興財源ですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 復興財源です。

○仲村未央委員 今回の財源が復興財源から来るということについて、よくわかりません。東北の復興財源とこのことの関係ですね。

○謝名堂聡森林緑地課長 今、積み増しをしています5500万円は既に2月の議会で積み増しをしておりまして、基金のほうも3年間の延長は済ましております。今回、5500万円の実施する内容については先ほども申しましたが、東日本大震災を受けての木材の供給と外材に対抗できる生産体制という2点の観点から事業が実施されております。今回は間伐材の利用と生産された材を保管するための保管庫と2種類を予定しております。

○仲村未央委員 木材の供給が復興支援になるから、復興財源を充てて基金積み増しをするということですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 今回の基金の事業の目的が、まずは復興に必要な木材を安定供給するという観点と、安価な輸入材に対抗できる生産体制を確立するという2点ございます。復興財につきましては、復興のための住宅等の建築等、かなりの需要が見込まれるということで、全国的に供給を促すことで安定供給を図ろうという趣旨でございます。もう一点、間伐等を含めて供給することで、外材等との価格競争にも対抗しようという趣旨でございます。

○仲村未央委員 今回、皆さんがおっしゃっている間伐ですが、どこの木を切ろうとしていますか。また、それによって供給にどれくらい寄与するか。つま

り、東北の復興支援に役立たせるという意味なのか、県の自給率の今の現状、実績。それから、この復興財源を充てることによって、いかほど復興支援につながっていくのかというような目標みたいなものも基金の中に設定がありますか。

**○謝名堂聡森林緑地課長** 今回の供給については、石垣市を中心に間伐材を提供しようということで考えております。先ほども申し上げましたが、石垣市についてはこれまで松くい虫等の被害がない状況で、リュウキュウマツを中心として資源が充実しているという状況です。沖縄本島の北部地域あたりですと、約200から250立方メートルくらいが標準ですが、石垣市については400立方メートル近くあるということで、そこから良質の間伐材を提供していくことで県内の需要を満たそうということでございます。特に県内につきましては、御承知のとおり北部の国頭村からリュウキュウマツを中心に提供しておりまして、北部の中でも県営林を中心に提供していたところですが、ここ3年間は環境へのインパクトの観点から伐採を中止しておりまして、環境に優しい作業ということで、択伐等含めて実施を検討しております。そういった影響もありまして、県内のリュウキュウマツが不足をしています。そういうことで、沖縄本島も含めて木材の供給を、間伐材から提供していこうということで考えております。

**○仲村未央委員** 北部のリュウキュウマツを切らないで、石垣市のリュウキュウマツを切って、リュウキュウマツの需要に充てていこうということと、復興支援はどのようにつながりますか。

**○謝名堂聡森林緑地課長** 今回、伐採された石垣市のリュウキュウマツについては、今、県内でも公共工事等含めて木製の防風工などの工事を進めております。それについては、県外からの杉材を中心とした形で来ておりますが、この間伐材を出すことで、もちろん家具、工芸用でもありますが、防風工にもかなりの部分が供給されると。そういう意味では、材の供給は可能な限り自前で賄って、県外から沖縄県に来る分が東北の復興に回されるということで考えております。それからもう一点。今、東日本大震災の話が中心になっておりますが、先ほども申し上げましたように、これについてはそれとあわせて外材、価格の安い外材へ対抗できるような県内の体制づくりをしようというもう一つの観点もございますので、あわせて御理解いただければと思います。

**○仲村未央委員** もう一度聞きますが、今回、財源として充てている国庫の

5500万円は復興財源ですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 今回2月に受け入れをしているのは、国庫の基金を積み立てをする国庫分です。これにつきましては、具体的に条例等々を含めて制定された後、県単実施分、県の事業費の不足分の上積みをしています。

○仲村未央委員 国庫から来るものが、全額復興支援の予算ですか。

○知念武農林水産部長 確かに国は新たに財源を確保して、各県に基金として造成しませんかという話がきました。これは復興支援とともに内需型産業である林業及び木材産業の再生を図るための利用目的に使いますということで来ました。沖縄県としては、沖縄県の林業の活性化と資源の有効利用という観点から、その基金を受け入れました。2月に条例を一平成21年から平成23年までの期間の条例だったんですが、さらに3年間延長する条例の改正と予算については、さきの議会で成立をしているということでございます。そのとき基金が来ましたが、沖縄県で具体的に基金を受け入れて何をしようということが詰まっていなかったものですから、条例の中の工種、いわゆる間伐という工種が今の条例の中にはありません。今回は石垣市等で木材の有効利用を図るために間伐等を入れて、石垣市でも相当な樹齢になったリュウキュウマツがありますので、その間伐の事業をするための工種として間伐を追加をしたいという条例の改正案を提案しているところです。

○仲村未央委員 それはよくわかります。国庫から来る財源は復興支援ですか。今、まさに、ちまたで言われるような復興財源がここに入ってきているのかということ。しかも、それが全額国庫から来るのが復興財源が予算もとですかということ。

○謝名堂聡森林緑地課長 御指摘のとおり、国から来る予算については東日本大震災の復興財源です。

○仲村未央委員 そうであれば、復興財源を目的としてここに積み増していく場合に、国から用途について復興にどういった寄与があるかということ、例えば目的、目標値とか、県の木の自給率がありますよね、その自給率をどの程度上げていけば、言ってみれば移入材をその分東北からとらなくて済むかという、こういった具体的な目標を持った復興財源の充て方ですか。それとも何と



なく県単の金とプールにして使ってしまったとしても通常の林業の振興に充てればいいのか、そこら辺が聞きたいところです。

○謝名堂聡森林緑地課長 基金が創設された当初は、先ほども申し上げましたが、もともとは利用推進を中心とした基金でした。今回、国からの通達の中でも、今回の基金の実施に当たっては、供給、いわゆる材の供給に対するメニューに限定しますということで、従前実施していた木造の施設ですとか、利用するための研究開発ですとか、そういったメニューは外されて間伐、作業道を整備したり、加工施設や保管施設など、材の供給を中心とするような形のメニューに限定されているという状況です。

○仲村未央委員 自給率は幾らですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 県産材の自給率は、ここ数年若干減ってきていますが、約5%です。今回、供給をすることで二、三%のアップを図りたいということを考えております。

○仲村未央委員 これが今回一部改正があるということで、もともと平成21年は復興支援の名目はないわけですね。従来やっていた事業の財源が復興予算を宛てがうことによって、復興支援にどう役立てるのかということが見えないことが社会で今非常に問題になっているわけです。全国に復興財源がばらまかれて、これまでやっていた事業でも、いつの間にか名目が津波対策に置きかえられて、通常の事業として進行していた事業に途中から復興財源が充てられることによって、あたかもそれが使用可能だというようにつくりかえられてきているという指摘が相次いでいますよね。そういう中で復興支援の財源を使うということが一今回皆さんが、手を挙げたとおっしゃっていましたが、そこら辺、国からどういう指導とか、使うに当たって理屈が整うというのはこういった話になるのか。まさに今、批判されてる状況が一国から復興支援の財源としてこのように来ているということが、今、目の前に起こっているわけですから、本当にここに回るべき予算だったのかということが問われるわけです。通常の林業振興の中で、当然、これは県としてやっていくべき施策の中で、間伐なりリュウキュウマツの利用なりは通常のメニューとしてあるわけですね。特に復興支援、今回の財源の基金がなければこの事業はできませんということではないわけですね。そこら辺でこのメニューをつくりかえるに当たって、どのように皆さんとして整理をしていますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 目的でございますが、先ほど申しましたが、まずは県内の需給を上げることで、今ほとんど国産材に頼っている体制から、若干でも県産材の自給率を上げることで復興材に回るということが1点。それから、先ほど言いましたように、外材との価格競争になっていますが、供給体制を強化するという目的も1点あります。今回、石垣市を中心にとということですが、先ほども言いましたように、石垣市はかなり資源は充実しておりますが、離島であるという地域性から、これまで石垣市から材がなかなか供給できなかったということです。今回、先ほど仲村委員からいろいろと既存の事業でもというような話がありましたが、既存の事業ではそれなりに採択基準がありまして、例えば、間伐材の齢級が何齢級以下とか、一定程度の基準がありますが、今回の基金に限っては、そういった齢級の基準等もないという状況の中で、運賃も含めた形での供給体制が図れるとなれば、県内の需要がかなりアップされるのではないかと非常に期待をしてこの事業に今取り組んでいます。基本的には先ほど申しましたように、東日本大震災というだけではなくて、県内の外材に対する供給体制の強化も一つのメニューになっていて、実施要領も記載されてございますので、その辺は我々としては十分に活用させていただければと考えているところでございます。

○仲村未央委員 皆さんから出ている木材の需給量の自給率を、年次的な経過を見ていくと下がる一方です。先ほど言いました、平成22年度が5.1%、平成21年度が6.8%、平成20年度が10.5%、平成19年度が11.7%と、ここ四、五年を見ても、平成10年から見ても19%あったものが5%まで自給率が下がっています。これはこの基金を生かすことによって、あるいは皆さんの、復興財源であろうとなかろうと幾らまで自給率を上げていこうというような計画的な目標値はありますか。あわせて皆さんの通常の県行政として持っている目標と、それから今回復興財源を充てることによって国から何らかの移入材の移入を食い止めるほどの規模の自前の木をつくってくださいといった指導があるのか。なるべく、移入材を減らしていくというような何らかの目標の設定の要請もないのか、財源を充てることによる国からの復興財源の活用等について指導的なものは何もないのですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 復興資源の活用等については特に国からの直接の指示、指導はございませんでした。ただ、要項、要領の中に書いてございますように、復興材の供給と内需型の木材供給体制の強化という点で、実施できるメ

ニューも供給に限られているということが実際のところですが、目標の数値ですが、何に定めたかということは記憶にありませんが、基本的に我々が持っている数値を長期の目標数値でしたので、その目標数値は持っています。今回、石垣市から出てくる供給材自体が沖縄の自給率に影響するほどのものなのかという点でございますが、我々としては先ほども申し上げましたように、良質の材がかなりの量あると。これを運賃をかけて持って来れるということで、かなりの供給量がふえるだろうと我々は期待しておりますし、地元のほうもその体制で取り組んでいるところです。需要のほうもこれまでチップ、おがというような使い方が多いのではないかと御指摘がありまして、我々としては、それ以外の利用ということでかなり取り組んできたところです。そういう意味では、地元を中心とする公共事業の中でも地域材を使おうということで、一定程度の成果も出てきておりますので、今後、かなりその辺の事業も含めて伸びていくのではないかとということで、この間伐材の事業を導入することでの効果は、一定程度期待できるのではないかと考えております。

○仲村未央委員 参考までに、もしこの復興支援の財源はこの基金以外に農林水産部の所管でほかにも入ってきていますか。この基金の積み増しだけですか。

○知念武農林水産部長 確認をしないとはっきりとは申し上げられません。私の思う分にはないと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 これとの関係なのですが、この間平成21年度から3カ年間で使った金額はどれぐらい使っているのでしょうか。それからこの3カ年間入ってくるわけです。その金額はどれぐらいを予定していますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 おおむねでよろしいでしょうか。これまで3年間の分ですけれども、おおむね9700万円から9800万円程度になるかと思えます。それから今後使う分につきましては、8700万円程度の執行を今予定をしているところでございます。

○玉城ノブ子委員 これは全て一応国からの名目は復興財源という名目で来ているものですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 国庫の受け入れをしている5500万円もそうでございますし、それにまた裏づけるのもその目的になってはございます。

訂正させていただきます。平成21年からの3年間については復興支援ではなくて、木材の利用推進ということで9700万円近くのお金を利用して、基金を執行してございます。それから今後、平成24年から平成26年度までの3年間でございますけれども、これについては復興支援ということで新たな基金が積み増しされて、今回はその木材の供給ということに力点を置いた執行がされるということでございます。

○玉城ノブ子委員 平成21年から3カ年間でもらった皆さん方の木材の利用推進、これに関する予算よりは復興支援のための予算を使ったほうが進めやすいというか、制度上の違いというのはあるのですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 もともとその基金は同じ名前の基金ではございますけれども、当初の3年間は先ほど言ったように利用を中心とするような事業でしたので、いろいろな材の利用開発をするための予算ですとか、利用推進をするためのモデルの木造の内装化ですとか、そういうものに使ってきたところです。今回は新たな東日本大震災の復興と安価な外材への対抗できる供給体制の強化という2点で、新たな復興財源を活用した基金が積み増しされましたので、今回は供給を中心とした事業で執行されているというのが特徴でございます。

○玉城ノブ子委員 今回のものを活用することによって供給に力点を置いてやる。前の3年間やってきた問題については、これは新たに資料を後で欲しいのですけれども、今回の皆さんが目指す3カ年間は、新たに供給をふやしていくというものについての計画はありますか。どういうものにどのようにして使っていこうという計画ですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 今回、3年間で予定しているメニューは間伐等の実施ということで、県営林、石垣にある県営林と、それから石垣市有林から約20ヘクタールのエリアからの間伐を提供するということが1つ。それからリュウキュウマツはカビに非常に弱くて、湿気とか雨に打たれてそのまま放置しますと、黒いカビが生えて非常に材の価値が下がりますので、その材を保管するための保管庫を整備するという2つの種類を今予定しております。県営林から10ヘクタール、石垣市有林から10ヘクタールのエリアから間伐をして、それから

製品保管庫を整備するというメニューでございます。

○玉城ノブ子委員　だから保管庫をつくる、保管庫をつくと同時にこれをさらに加工して供給していくということでしょう。具体的には例えば、先ほど皆さん方の3カ年間でやってきた中身について、話がありましたけれども、例えば、木工製品をつくる、子供たちの机とかテーブルとか椅子とか、そういうものをつくるか、例えば食器の話も私たちは期待していますけれども、そういうものについて作り始めている。さらに今後3カ年間でまたそれもやるのですか。

○謝名堂聡森林緑地課長　今、委員御指摘のとおり、過去の3年間は利用推進という観点でしたので、先ほど申しましたように、いろいろな防風工の簡易防風工を県産を利用して強度がどうかいろいろなチェックをして、簡易防風工も県産材で供給できるような体制をつくりました。それから学童机も含めて、屋外の公園で使う手すりとかいろいろな需要も開発してまいりましたので、今回の積み増しした基金で、いわゆるリュウキュウマツを中心としてそれを供給していくという形を今回はとっていく予定にしております。

○玉城ノブ子委員　具体的に私たちは前から学校給食用の食器、県産の木材でそれができないかということの話をしています。机とかテーブルとか子供たちが使うそういうものについても、県産材や間伐材を活用してそういうところまでできないのかどうかということも含めて提案はしてきたのです。特に前に石垣の木材で私は前に質疑をしたことがあるのですけれども、木材、陶磁器、磁器も入っている木材があって、これがもっと大きくなれば間伐材で学校給食用の食器として、非常に有効な活用ができるということの答弁を受けたことがあるのです。こういうこともございますか。こういうことを推進していくと、これはずっと前の質疑です。

○謝名堂聡森林緑地課長　今、委員御指摘の点につきましては、まさにこの基金の事業で、昨年度まだ利用の基金が使えるところに食洗機、いわゆる食器洗い機に対応できる漆器をということで製品の開発をやってきたところです。今回は供給ということになりますので、今回はそういう漆器で使うという利用の部分にはなかなか使えないのですが、先ほど申しましたように材の供給という形で、今回は事業を実施していきいたいと考えているところです。

○玉城ノブ子委員　そういうことであれば、そこを活用して学校給食用の食器をつくる場所につなげていくということは可能なのですか。

○知念武農林水産部長　可能ではありますが、今回伐採をするリュウキュウマツがそれに適当かどうかといのはまた別の問題がありまして、木工所の方とか、そういう食器をつくる方々が適当だという選択をしまして、それに利用することは可能ではあると。

○玉城ノブ子委員　ぜひ私たちはやはり間伐材についても積極的にそれを活用して、学校給食への食器だとか、子供たちが使う机とかテーブルとか椅子などは県産の木材を活用して、そういうところで使っていくべきだということを提案もしてきました。そういうところができるような仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。

○知念武農林水産部長　そのことについては引き続き関係機関と連携をしながら利用促進につながるようにやっていきたいと思っております。

○上原章委員長　ほかに質疑はありませんか。  
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員　聞いていると皆さんが今やっている事業は、復興予算がついたから石垣の事業をやろうと聞こえます。そもそも3年で切れる既存の事業の中においてやる意思がなかったのかなんですが、たまたま降って湧いた復興予算で、いろいろ言われている利便性を使っている感じを受けるのですが、そういう理屈でやっているのかと思っているのですが。

○知念武農林水産部長　正直なところ復興予算についての使い道の議論というのは、2月の段階では何に使えということは全くなくて、我々は既存の事業で確かに地産事業とか出てきます。方法はあります。ただ、これから説明があったときに、我々としても使えるようなところが一要するに供給の面で、例えば石垣市のリュウキュウマツ林が十分伸びてきて相当過密状態になっているので、適度な密度に間伐するような必要性もあったものですから、それを受け入れてやったということではあります。

○崎山嗣幸委員　2月の段階で予算化されたことを踏まえて、今回はその後に

皆さんは今言っている石垣の間伐に使おうということで理解していいですか。

○知念武農林水産部長　そういうことでございます。

○崎山嗣幸委員　その段階では、先ほど聞いていると石垣の運賃の問題も、使い勝手がいいということをして言っていました。この基金が来ない前は、今、言われている理由の中においては、既存の事業の中では考えていなかったのですか。石垣の供給の問題ですね。

○謝名堂聡森林緑地課長　間伐につきましては、これまで冒頭にも申しましたが、採択要件等の中で7歳級以下とか、30年、35年生までしか間伐はできないという趣旨の制度がずっと一般的でした。今回この基金の創設と同時に一般の事業でも12歳級まではできると歳級が伸びました。ただ、この基金については歳級が取っ払われたということで、石垣のような森林が充実したところでは、この基金事業を使わないとなかなか難しいということもあって、当初、この基金の話が出た段階で、石垣市とおおむね間伐については検討し始めておりました。ただ、その販売を出したときに販売先が本当に引き取ってくれるのかとか、その辺の先の部分が若干不透明だったので、そういうことで十分な状態ではなかったけれども、手を挙げて可能性がおおむね出ておりましたので、その方向で実施をさせていただいたということでございます。

○崎山嗣幸委員　そこが問題であるとかじゃないとかというところまではよくわかりませんが、皆さんの通常の事業の計画においてそういう問題は、計画をすべきではないかと思ったのですが、たまたま復興予算が充てられていることに対する疑義を感じたので、やはり皆さんの県内のというか林業の計画性を持たないといけないのではないかと思いました。これからも含めてそういったものがどんどん来るわけではないので、ここの皆さんの林業の行政というか計画的な目標みたいなものはあるのですか。石垣だけではなくて。

○知念武農林水産部長　沖縄県としても、森林の整備に関する計画というものはきちんとつくってあります。そういう中で木材の自給率というものも目標を立てて進めています。もともと、その自給率を高めようということは常々持っていた計画でありまして、その推進にもつながるということでやっていますが、復興予算の議論については、国も含めて今後またいろいろ整理をしないといけないようなところも出てくると思いますので、その辺も踏まえて、復興予算に

対する県の方針はきちんとつくっていきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 県が悪いという思いではないのだけれども、いろいろ取り沙汰されている復興予算の使い道があらゆる形で目的が外れたり、ばらまきのことがあるのではないかと気になったので、そこはしっかり皆さんはきっちり検証していかないと問われるところもあるのではないかと聞いて聞きました。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 石垣市の場所はどこですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 間伐をする場所でよいでしょうか。白保の県営林。県有林の場所は白保にある県営林。石垣市有林は名蔵ダム上流の市有林から10ヘクタールということで予定しているところです。

○砂川利勝委員 石垣市も予算は出すのですか。県だけでやりますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 間伐の補助率が2分の1、製品保管庫は3分の2という補助になっておりますので、補助残については、県営林については県のほうで出しますし、石垣市有林の分は石垣市で補助残を出すということになっています。

○砂川利勝委員 全部で20ヘクタールですが、平成24年度でやると。

○謝名堂聡森林緑地課長 3年間のトータルでその面積ということですか。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の陳情第123号外5件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。



なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

知念武農林水産部長。

○知念武農林水産部長 ただいまから、陳情案件について、処理概要を御説明いたします。

お手元の陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております陳情案件は、継続1件、新規5件でございます。

それでは、陳情6件について、御説明いたします。

お手元の陳情処理概要の1ページをお開きください。

継続案件の陳情第123号につきまして、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。

2ページ目のアンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。「県は、平成24年8月6日から7日に宮古島市において、陳情者ら、美ら海連絡協議会、8ダイビングショップ及び3漁協と面談し、協力金の徴収、使途の現状等把握、今後の対応等について意見交換や指導を行いました。」と追記しております。また、2ページの上から6行目、前回、「協議会に対し」としていましたが、前の追加で協議会以外の対応も行いましたので、「協議会等に対し」と修正しております。

次に、新規陳情について御説明いたします。

3ページをお開きください。

陳情番号第146号、陳情区分新規、件名読谷村字都屋の海岸における護岸設置に関する陳情。陳情者株式会社モリマーリゾート代表取締役川満ケイ子であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針を御説明いたします。

県では、水源の涵養、災害の防備等森林の持つ公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林に指定し、樹林帯の造成や防潮工の設置等、対策を講じているところであります。読谷村字波平から、当該宿泊施設のある都屋の海岸線について、潮害防備保安林に指定されており、当該箇所については、潮害及び高潮等に起因する災害から、保安林背後の農地や建物等、集落を保全するため整備を行う必要があると考えております。しかしながら、当該宿泊施設のある海岸線については、読谷村景観条例に基づく景観形成重点地区に指定されていることから、当該箇所の整備に当たっては、地元自治体、地元集落等から広く

意見を聞くなどして、その工法等を慎重に検討する必要があります。県としては、読谷村など関係機関との調整状況を踏まえつつ対応してまいります。

続きまして、4ページをお開きください。

陳情番号第148号、陳情区分新規、件名伊是名製糖工場の新規建設に関する陳情。陳情者伊是名村長前田政義であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針を御説明いたします。

伊是名村におけるさとうきびは、台風や干ばつ等の自然条件下にあって他作物への代替が困難な地域で生産されていることや、製糖を通して雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより地域経済を支える重要な作物となっております。また、地域における製糖工場の重要性につきましても、十分認識しております。しかしながら、新たな分蜜糖工場を建設する場合、多額の事業費を要することに加え、工場規模に見合うさとうきび原料の確保、現工場の老朽化の程度、工場建設に係る地元負担の対応及び新工場建設後の維持管理計画など課題整理が必要となります。県としましては、課題の整理状況を踏まえ、伊是名村等と引き続き調整を行ってまいります。

続きまして、陳情処理概要書の6ページをお開きください。

陳情番号第151号、陳情区分新規、件名伊是名製糖工場の新規建設に関する陳情。陳情者伊是名村議会議長前川清であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

経過・処理方針等については、陳情第148号と同様であります。

続きまして、7ページをお開きください。

陳情番号第162号、陳情区分新規、件名ヤンバルの森における森林皆伐の中止を求める陳情。陳情者NPO法人奥間川流域保護基金理事長伊波義安であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針を御説明いたします。

ヤンバルの森は希少な動・植物が生息・生育することから、自然環境の保全は重要であると認識しております。一方、林業は、地域の主要な産業となっており、雇用や定住化に重要な役割を果たすとともに、木材やキノコ等の林産物の供給を通して、他産業の振興や県民生活にも寄与しております。このことから、ヤンバルの森については、自然環境の保全と利活用との調和を図る必要があると考えております。国頭村における森林伐採につきましては、国頭村等が村有林の収穫のために行っているものでありますが、環境保全の観点から、国

頭村及び伐採事業者に対し、収穫伐採方法や保全対策の実施など、適切に対応するよう調整しているところでもあります。伐採区域の環境調査の実施につきましては、現行の法令上では、義務づけされていない状況であり、また、森林所有者等が自力で環境調査を実施することは、知識や経費等の課題から、困難な状況であります。そのため、県としては、森林の保全について、保全する区域と、林業生産や自然体験活動として利活用する区域等にゾーニングを行うとともに、収穫伐採につきましては、択伐を含め、さらなる環境保全対策の実施に向けて、関係機関と連携して検討しているところでもあります。

続きまして、陳情処理概要書の9ページをお開きください。

陳情番号第166号、陳情区分新規、件名沖縄県海洋深層水研究所の農業分野試験研究の継続と研究員配置に関する陳情。陳情者久米島町長平良朝幸外4人です。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

海洋深層水の農業的利用に関する研究については、沖縄県海洋深層水研究所第3次中期事業計画において、当初予定された研究課題は、ほぼ終了されたものとされております。県としましては、今後は、確立された栽培技術を活用して、生産・販売を図る段階となっているものと考えられます。農業分野の研究員の存続と研究活動の機能強化については、久米島町の海洋深層水を利用した夏場野菜の商品化や、植物工場等の事業の進捗状況を見ながら、久米島町、県の関係機関で構成する海洋深層水利用農業開発推進会議での意見交換などを踏まえ、久米島町と連携を図りながら、検討してまいりたいと考えております。

以上が処理方針でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

**○上原章委員長** 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

座喜味一幸委員。

**○座喜味一幸委員** 確認とあわせて聞かせてください。

陳情第123号についてお聞きします。県のほうもいよいよしっかりと地元と話し合いをしたということで、大変御苦労さまでした。今後、このような問題に関して、協議会等でしっかりと積極的に働きかけてまいりますとなっています。このくらい集まって話し合いをしたのだろうから、大方見通しがついたのかと。この方もこれまで何度も陳情しているので見通しはどうか。

○島田和彦水産課長 今後の見通しですが、以前から陳情に対する処理概要でお答えしているとおり、1点目は陳情者の御意向としては、協力金を強制的に取っている、あるいは説明が余りないなどがありました。確かに、ダイビングショップ等のホームページ等においては、まだ適切ではない部分がございます。その辺を県としては前回もお答えしましたが、その辺を修正するように今後とも働きかけていきたいと思っております。前回よりは、二、三件よくなっている部分もあります。ただ、これからも県としては引き続き働きかけていかななくてはならないと思っております。もう一点は、協力金の使途について協議会自身はきちんと整理されている部分は確認できましたが、漁協のほうに配分されているものもございます。その中身について、やはりこれもできる限りオープンにできるような形に持っていきたいと思っております。その辺の漁協の指導は県のほうですので、その辺も含めて漁協のほうには、適切な会計処理等を指導していきたいと考えています。

○座喜味一幸委員 前よりは進んだかと思っております。この不正受給ということが何度も出ております。今度はきちんとした監査をすると、実績報告を見ると、しっかりしているということで、適切に執行されておりますと書いていますが、沖縄県自然保護課がやったこの監査がどのように地元、あるいは陳情者に対して説明、説得をされましたか。県がやりましたから問題ありませんではなくて、県がやった、自然保護課がやった実績の検査をきちんと各団体、あるいは陳情者に対してどのように知らせたかが大事だと思っておりますが、その辺はどうしましたか。

○渡嘉敷彰自然保護課班長 自然保護課も8月14日に立ち入りしまして、助成ということになっていますが、去年については委託です。その委託金の内容について再確認しております。今年度から始まりました、自然保護課で行っていますサンゴ礁保全再生事業の中で、この支援事業があります。その支援事業の内容についても、今後誤解のないように執行するようということで指導しております。

○座喜味一幸委員 よろしくお願ひします。この案件について何度も陳情が上  
がってしまひて、時間を割いていますのでできるだけ解決に向けてお願ひしま  
す。

次に伊是名の陳情が上がっていますが。沖縄県はこれから離島の糖業に一生  
懸命予算を確保して振興していますが、含蜜糖、分蜜糖を含めて結構、一括交  
付金の中でも大きく予算計上されていたと思いますが、製糖工場の更新計画は  
ございますか。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 県としては分蜜糖、含蜜糖含めて製糖工場の更新、  
老朽化への対応は重要な課題として認識しております。委員御存じのとおり、  
含蜜糖についてはそれ自体が直接消費といいますか、口にするという側面があ  
りまして、衛生管理面での課題がこれまでであったと。そういったこともありま  
して、含蜜糖工場については緊急経済対策に勘案しまして、現在は一括交付金  
の予算を活用する形で暫時、含蜜糖地域については整備を進めているところ  
です。分蜜糖工場についてもいずれの工場も昭和30年代前後に設置されており、  
かなり老朽化が進んでいることも認識しております。ただ、分蜜糖工場につい  
ては含蜜糖に比較して、工場の中身の構造的な問題もありまして、事業費とい  
いますか、工場の設置費用にかなりの負担が強られるという中で、県のほう  
では部分的に設備を更新していくことができる製造合理化対策事業を現在、平  
行して進めております。分蜜糖工場については当面の間、製造合理化事業で工  
場機能を持続させながら、その一方で最終的に現メニューを継続することが妥  
当なのか、あるいは将来的には新設したほうがコストパフォーマンスも含めて  
アドバンテージが出るのか、その辺ももう少し時間をかけて精査して進めて判  
断していきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 特に伊是名島の場合ですが、伊是名島の場合は現在は含蜜  
ですか、分蜜ですか。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 伊是名村工場について分蜜糖工場です。

○座喜味一幸委員 経営体はどのようになっていますか。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 現在はJ Aおきなわが運営しております。

○座喜味一幸委員 これからこの辺の問題も出てくると思いますが、株式会社の製糖工場にはこの糖業支援、あるいは一括交付金の適用はされますか。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 県が直接的に株式会社等へ支援することは難しいですが、その辺を対応するといいますか、現実的に対応していくために現在、沖縄県糖業振興協会を経由するような形で対応しております。今後、県として工場の整備を進めていくといった場合には、現在、含蜜糖工場で既に取り組みられています。市町村等が事業主体になった上でそれを民間であったり、あるいはJAおきなわであったり、そういった形での運営形態、いわゆる公設民営といった形での事業スキームになっていこうかと考えております。

○座喜味一幸委員 具体的には多良間島の含蜜糖工場がありますが、そういった株式会社での純然たる株を持った製糖工場の更新などはどのように認識しますか。公的資金は投入できませんか。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 実は含蜜糖工場全て含めて、県としては順次更新していく考えでおります。多良間島の工場においても、これは多良間村の体力も少し問題にはなりますが、基本的には多良間村を事業主体とした形で公設で工場を設置して、それを多良間村が民営なり民間なりに管理委託する形を考えております。

○座喜味一幸委員 一括交付金は10年間でやっていくわけですが、分蜜糖あるいは含蜜糖含めてどのような、10年間における更新事業、各製糖工場の更新の計画を教えてください。ほぼ10年間でやり切りますか。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 県は沖縄21世紀ビジョンの中においても製糖工場の合理化整備を位置づけております。繰り返しになりますが、現在、含蜜糖工場については暫時整備を進めていくと。分蜜糖工場については、冒頭に申し上げましたように、事業費の大きさの問題、地元の負担能力の問題等々、陳情処理方針にもありますように、条件整備するべきところが幾つかありますので、その辺の整備状況を踏まえた上で、具体的な整備の方法について検討してまいりたいと考えております。

○座喜味一幸委員 最後に提案も含めてですが、やはり離島における今の糖業は非常に厳しい状況にあります。去年、おととしまではつくった黒糖の在庫が

あり余って売れないということで苦勞していた問題がありました。一つは地域における糖業という雇用も含めた、糖業をしっかりと育てないといけない、工場もしっかりとしたものにしないといけない。片やつくった製品をしっかりと販売しないといけないということがあります。今、香港市場が大分伸びたので在庫がないと聞いておりますが、現状と販売路線についてお聞きします。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 分蜜糖、砂糖については基本的には国が全量買い上げということがありますので、今、委員が申し上げられたような在庫問題はありません。逆に含蜜糖、黒糖については分蜜糖と違いまして、独自の市場の形成といいますか、価格形成という事情があり、数年前には流通在庫も含めてかなり大きな問題になった事実がございます。幸か不幸かという表現が適切かどうか—昨年是非常に大幅な減産がありました。海外でのマーケット展開等々引く手あまたの中で減産もあり、逆に工業会、関係団体のほうはバイヤーを含めていろいろとお叱りを受けたという状況がございます。その一方で順調に県が取り組んでいるさとうきび生産回復緊急対策事業等はその効果が発現されてきますと、恐らく黒糖については8000トンを上回る数字が出てくるであろうと。現状におきましては、バランスのとれた数字であろうかと思いますが、さらにふえた場合にどうなるかという懸念が当然ありますので、その辺は今沖縄県黒砂糖協同組合等々と連携しながら一元化の販売等も含めて産地側である程度キャスティングボードを握れるような形での流通形態を模索している状況です。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
儀間光秀委員。

○儀間光秀委員 私は質疑というよりは伊是名村の製糖工場。伊是名村は地下ダムも整備されて、農業基盤も整備されて、伊是名村の基幹産業であるさとうきび。工場が老朽化している、建物が50年、機械が60年という中で古いということで製糖時期に操業がストップしたら村民に与える影響、生活に与える影響も多大なものがあると思います。その中で、一方で莫大な予算がかかるわけですから、提案ですが、時期を見つけてぜひ委員会で現場視察をする必要があると思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 伊是名村の生産人口、世帯数、生産量、金額。5年前と10年前と現在について教えてください。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 今、手元の数字でお答えできる範囲ということで御了承いただきたいと思います。さとうきびに関しては、平成22年は195戸の農家戸数、伊是名島全体を見た場合にさとうきび以外にどういった品目があるかということについては、さとうきびが296ヘクタール、水稻が54ヘクタール、その他飼料作物、園芸作物等々となっております。平年ですともう少しさとうきびの面積が大きいですが、平成23年度については御存じのとおり、減産もありましたこともあって300ヘクタールを切るという数字になっています。答えになっていませんが、御了承ください。

○瑞慶覧功委員 新たに建設をする場合の予算は幾らですか。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 どの程度の処理能力の工場を建設するかによって事業費は大きく変わってまいります。分蜜糖工場の最低限度の処理能力というものが日量300トンというぐあいにはこれは国の法律の事項としてうたわれています。そうしますと、現在、伊是名村からの要望も日量300トンの処理能力ということで、概数の段階の事業費をいただいておりますが、それによりまして少なくとも40億円から50億円程度の事業費になる見込みです。

○瑞慶覧功委員 先ほど5年前、10年前の話をしました。10年前と比較したら農家数や戸数は。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 手元に正確な数字がなくて申しわけありません。5年前に比較しますと明らかに農家戸数等は減少しているものと考えられます。

○瑞慶覧功委員 次に陳情第162号についてお聞きします。県は世界自然遺産登録についてどのような方針を持っていますか。

○知念武農林水産部長 現在、国の機関と申しますか、林野庁でも森林整備部というところでも、何とか世界遺産に持っていけるような議論をしていこうという流れ、機運が高まりつつある状況です。県としても、ぜひそのような方向性でいろいろ検討してくれないかと。先日、たまたま災害の要請に行ったとき



にそのような話になりました。県としても先ほど森林緑地課長からもありましたが、守るべきところと、利用すべきところとのゾーニングをきちんとやって、世界遺産は素晴らしいことですので、それに値するような方向で、積極的にかかわっていった対応していきたいという気持ちです。

○瑞慶覧功委員 陳情ではこれまで2度ほど上がっています。保護担保措置の内容が措置がされていない理由からとありますが、保護担保措置とは何ですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 世界自然遺産の登録については、基本的にはその前段に法的な担保措置ということで、環境を保全するのだというしっかりとした担保が必要であるということで、これについては一般的には国立公園化など、その辺の話になってきます。ただ、国立公園化に当たりましては、地元の同意ですとかいろいろとクリアするべき点もあるということは御承知かと思えます。そういう手続を経た上で世界遺産の登録になっていくかと思えます。

○瑞慶覧功委員 地元はどのように考えていますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 地元ではないので、何とも言えませんが、先ほど申しましたように地元の同意を得た上で国立公園化があつて、それから世界遺産の登録という手続になります。具体的に地元のほうに詳細の一例えば、世界遺産になったメリット、デメリットとかそういった具体的なものについて十分に承知していないということで、その辺を判断した上でしっかりと検討したいということ聞いたところです。一部国の自然保護事務所の所長が国頭村の村議会に行つて、若干世界遺産に向けての話を一度なされたということは伺っております。ただその中で具体的にいつ登録をするという具体的に細かい国立公園化のゾーニングの話は出ていないということです。

○瑞慶覧功委員 そのこのところは、やはり環境のことも一緒になって林業とも、地元とも話し合っていないと前に進まない話だと思います。一度そういう話があつたということではなくて、これからぜひ音頭をとってしっかりとやるべきではないかと。今、自然遺産の話に多くの方が期待を持っていると思いますが、肝心なところで話が進んでいないというようにとれたので、ぜひそこら辺、これまでの林業を守るものと苦悩していることはよくわかります。しかし、自然遺産登録することで新たに林業に結びつけることがいろいろ出てくると思うので、ぜひそこは希望したいと思えます。

次に皆伐が環境に与える影響はどういったことが考えられますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 皆伐の与える影響はいろいろあると思います。まず面積的な面から話をさせていただきますと、北部が約4万5000ヘクタールぐらいあり、国頭村が約1万6000ヘクタールぐらいです。我々は毎年10ヘクタール前後で皆伐をしていますので、面積としますと約0.0何%ということで、1000分の1にも満たないので、面積的にはそれほどの影響はないかと思います。ただ、やはり一旦皆伐をするということで、自然環境に与える影響はどうしても出てきますので、それについては今調査を進めています。現場においても具体的に現場サイドでの調査ということについてはなかなか経費的な面ですとか、技術、知識といいますか、そういう面で森林組合の皆さんがやるということはなかなか難しい面もございます。一定程度のやる側からも配慮をするべきだということで、いろいろ現場サイドでも簡易にできる対応も進めたいと考えております。調査についても簡易にできる対応についてどのようなものがあるかということで既に検討は進めております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 今の陳情第162号についてお聞きします。先ほどの答弁の中で林野庁の森林整備部からの機運の声があるとの話でしたが、この世界自然遺産の県における担当はどこですか。

○知念武農林水産部長 環境生活部だと思っております。

○仲村未央委員 今回、沖縄21世紀ビジョンが作成されました。非常に環境のウエートが物すごく大きくなりました。県の今後の10年間の戦略性でも表現的にも環境につきると言っても過言ではないぐらいのウエートが表現的にも環境に割かれていてます。かなり踏み込んだ表現も出てくるのでその辺、農林水産部あるいは林業の視点と今おっしゃるようなゾーニングができて、両立することが一番理想的だと思います。ただ、それが本当に進んでいるのかどうかということがよく見えないのですが、ゾーニングの話の前に環境調査があろうかと思えます。ここにも沖縄21世紀ビジョンなどを見ても沖縄の自然環境は多様な生物と生態系、繊細で壊れやすい特性があると。希少種を初め多種多様な生物が云々ときて、こういったことがあるので生物多様性保全のために実態把握調査

を行うとともにという表現が出てくるわけですが、これはやっていますか。

**○知念武農林水産部長** やっております。過去にも幾つか調査をやりまして、生態系の問題や、例えば、動物がどこにいるとかそういった把握の調査もやっています。それから、従来から環境については大変遵守をしているということで、林業が環境を壊すという考えには立っていません。林業をやる場合にも重要な地元の産業でありますので、林業を推進しなくてはいけません、それを行う場合でも、なるべく環境に影響が少ない方法でやっていける道はないかということはずっと探求しています。その我々の方針を国頭村に対しても調整して、伐採の仕方等についても考えてほしいという働きかけはずっとやっています。ただ、国頭村は林業を、伐採するときにはいろいろな方法、皆伐でないで費用対効果といいますか、引き合わないとかいろいろありまして、なかなか面積については大分縮小してきましたが、まだ皆伐方式でやっているところもありまして、それについても今後ずっと働きかけていきたいと思えます。世界自然遺産については、まだ具体的に環境生活部から我々に対してどうこうという働きかけはないのですが、そういう働きかけに対しても真摯に受けとめていろいろな検討をして、そのことが例えば、国頭村の林業業者に対してどのような影響を与えるかなどいろいろなことを含めて、あるいは守るための仕事が逆に生まれてくるかもしれませんので、そういうことは細かく検討しながら、今、委員がおっしゃったようなヤンバルの自然の守り方を農林水産部として真剣に検討してやっていきたいと思えます。

**○仲村未央委員** まさにそうで、林業の振興も自然保護も両立するというのが、県民の多くの願いだと思います。それがまさに沖縄21世紀ビジョンにもあらわれたと思います。陳情処理方針を見てわからないことが、伐採区域の環境調査の実施につきましては現行の法令上では義務づけされていない状況で、森林所有者等が自力で環境調査を実施することは難しいと、課題であるということでした。先ほど、調査をやっているかをお尋ねしたのは森林所有者が自力でやるような調査では県が取り組もうとしてるゾーニングという大きなことは、こういった小さい主体がやるような調査の話ではないと思えます。沖縄21世紀ビジョンを見ますと小規模アセスの制度化まで表現が踏み込まれています。いわゆる大きな大変な事業の場合はアセスもするが、小規模であっても県の主体的な制度外のアセスまで取り入れていこうというくらいの踏み込みようですので、そういった方向性があればこういった所有者の調査云々ではなくて、県としてどうなかのかということが、まずしっかりと農林水産部の視点の中からも出て

こなくてはいけないでしょうし、伐採区域の環境調査が法令上で義務づけられていない云々ということは、まさにそこをクリアしないと沖縄21世紀ビジョンを達成できませんということだと思います。その辺はどのように陳情処理方針は考えて書かれましたか。

**○謝名堂聡森林緑地課長** 今回の陳情処理方針については、伐採する側に調査をさせるという趣旨の内容の要請であったと認識しておりましたので、そのような処理方針として整理しております。仲村委員がおっしゃるような、これまでにどのような調査をしたのですかということですが、基本的には調査については永久構造物をつくるようなアセスでうたうような、ダムをつくるとか、国道をつくるのが一般的に調査の対象になっています。基本的には営農行為ですか、経済活動に伴うものについては基本的に義務は伴わないということです。ただ、我々としてはこういう社会的要請を受けて、そのままではいけないということで、陳情処理方針とは別にみずから調査を実施しているところです。過去に伐採をしたところが例えば、5年後にどのような生物が戻っているとか。例えば、15年、25年などの長期的なものを含めて過去の作業から今洗い直しをしています。これまでの調査についても先ほど申しましたように、アセスがベースになっている部分もありますので、自然に戻らないという、開発をしてその後の影響の調査が主体になっていますので、追っかけてこういった形でやっているというのは、なかなか実際少ないです。伐採した場所と周囲の環境は相対すれば一定程度の結果が出てくると思いますので、そういう形で我々自身の中で調査を進めています。あわせて、現場のほうでも例えば、生物が出たときの対応は一般的にどうするべきですという趣旨の手帳のようなものをつくらせながら、対応を検討していこうということでもまさに準備を進めております。

**○仲村未央委員** 特に環境所管の部署との連携は非常に大きいと思いますが、林業そのものの森林計画を立てるにも、先ほど自給率はどうなっていますか、これからどうしたいですかと聞きましたらさっと出てこなかったもので、そこが残念でした。高めていくという計画をつくるにしても、今、県の方向性として皆さんが言うようなゾーニング云々というところは非常に影響が大きいと思います。今後の見通しを立てるにしても。県の大きな戦略と整合性が問われますよね。そこら辺は、非常に社会問題になっている状況もありますので、いつまでにゾーニングをしていこうという話ですか。それによって森林計画はどのような変更を迫られそうだという見通しはどのようになっていますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 実はゾーニングについては2年間かけて、昨年、一昨年とゾーニングのための検討会を実施してまいりました。このメンバーには環境系の皆さんにも入っていただきました。WWFのメンバーの方やいろいろな方にメンバーに入っていただいて、一つの案としてのゾーニングを出してございます。これについては12月前後にパブリックコメントを出そうということでそれに向けて準備、作業をしております。それを受けて県民の皆様からいろいろな意見を受けて、修正をしつつ来年いっぱい一つの方向性を出せないかと取り組んでいます。例えば、北部の地域森林計画の見直しが再来年という形になりますので、それに合わせる形で、それが反映できるような形で進めたいということで今準備を進めているところです。

○仲村未央委員 ぜひ、まさに当事者やNPOなど、自然保護団体も含めて連携しながら今のゾーニングに向けても頑張っていたいただきたいと思います。もう一つ、先ほど少し言いましたが、小規模開発に対する環境影響評価は、県としての制度化については議論が実際ありますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 制度化といいますか、先ほど申しましたように、経済活動に対する調査ということですので、法的な措置などはなかなか難しいのが現実だと思っております。ただ、環境への影響はチェックをしていく必要もあるということで、我々内部のほうで方針を出すに当たっても必要だということで、実はこれまでダム事務所がやってきた調査や国営事務所の調査をもろもろ拾い出しをして、それに不足する分は我々も調査を加えて、一つの影響が、例えば、何年で何が戻ってきた。例えば、ノグチゲラがどうだった、ヤンバルクイナがどうだったという絶滅危惧種を想定しながら、それに対する状況をチェックしながら、一定程度の、そうするとどういう形で保全できるのか。やはりこういう作業が難しいのではないかとかも含めて、一つの成果としてパブリックコメントの中で県民の皆さんに問うことができたらと思い、今準備を進めているところです。

○仲村未央委員 ぜひ頑張っていたいただきたいと思います、林業と両立するようなあり方が本当に県民にも広く共有されて、納得のいくような方向性。特に沖縄21世紀ビジョンとの整合性を強く農林水産部のほうからもつくっていただきたいと思います。

次に陳情146号についてお聞きします。陳情処理方針にもあるように読谷村は景観条例によって非常に特徴のある景観を保有しているといえますか、沖縄

らしいものを残そうという早い取り組みがあった地域ですよ。沖縄県の中で景観条例などをもって海岸線の保護、保全に当たっているところはほかにありますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 景観条例につきましては、基本的には土木建築部が対象になります。読谷村以外ですと石垣市など四、五カ所くらいそういった条例を保有していると聞いています。細かいところは存じ上げません。

○仲村未央委員 そういう意味では、やはり地元の当該自治体やまちづくりの方針と護岸の必要性も含めて十分に慎重な議論、これまで読谷村が大事にしてきた景観もあるでしょうし、そこら辺は非常に慎重な対応が求められると思いますが、これは緊急性がありますか。

○知念武農林水産部長 現在、リゾートという前面は波浪によって浸食されている事実はあります。ただそれを手当てしようとしても本格的な手当てをするなりのそれなりの工法等の検討も必要ですので、まずは読谷村との調整をやって、景観条例に抵触しないような格好でできるかも含めて今後検討したいと思います。

○仲村未央委員 次に陳情第148号についてお聞きします。伊是名の製糖工場ですが、これは分蜜糖であるということですが、沖縄21世紀ビジョンの実施計画の中でも時系列的に書いてありますよね。分蜜糖の製糖増、事業者の経営安定への支援、支援事業者9社10工場となっていますが、これですか。この9社10工場の計画に基づいて伊是名は該当していますか。

○知念武農林水産部長 全てトータルで対象になっています。その中で伊是名の製糖工場を建てかえるという話にはなっていません。いろいろな形で整備などはやっていきますが、具体的に、新設という話にはなっていません。

○仲村未央委員 では9社10工場あったにせよ、一軒一軒の工場の事情や老朽化のぐあいに基づく個別の計画はまさにこれからということになりますか。その場合、伊是名については一番の課題は何ですか。原料の確保なのか。

○知念武農林水産部長 先ほど糖業農産課長から説明したとおりです。まずは分蜜の工場をつくるときには原料の確保が1日300トン、年間100日程度の操業

で3万トンの生産がないと基準に合わないということと、伊是名のほうが老朽化という話をしていますが、今、現在でも製糖工場全てが毎年緊急性のあるパーツ、パーツの整備はやっています。この製糖工場がどういう状態にあるのかという機能診断のようなことを今からやって、原料の生産計画もどうするのか、あるいは普通の一般的な事業制度でやると地元の負担が当然発生してくるので、50億円であれば5億円は負担しなくてはいけない状況もあるので、そのことについてどうするか等も含めて今、検討会のようなものを立ち上げて、そこで年次的な計画についてもいろいろ検討して、全体の分蜜糖工場が10工場ある中で、全体計画の中でどのような位置づけにしていくかということも含めて検討したいと思います。

**○仲村未央委員** さっき現場の話も出ていましたのでぜひ深めたいと思います。

次に陳情166号についてお聞きします。県の処理方針を見ますと、今後は確立された栽培技術を活用して生産販売を図る段階に入ったというような認識です。そうすると研究云々は存続はできないということですか。

**○知念武農林水産部長** 現在の第3次中期事業計画の中では、ことしまで研究員はいますが、平成24年度からは引き上げる計画です。それはそれでいろいろな議論をして出た結論ですので、尊重はしなくてはいけません。ただ、久米島からいろいろな提案がありまして、久米島町でいろいろな植物工場をつくって、生産をして町の農林水産業の振興につなげていきたいという計画もあります。また別建てで、再生エネルギーの話も進んでいるので、いろいろなことを総合的に検討して今後農林水産部でも検討して、研究員のかかわり方、例えば、農業研究センターがありますので、その研究員が行ってやることはどうなのかなども含めて、集中的に議論をして対応していきたいと思います。必要性があれば、当然いろいろな手当てをしていくと考えています。

**○仲村未央委員** 研究機関とか研究員の不足、非常に必要性を感じます。ところどころに行けば、研究が生かされてもう少しというところで担当がいなくなってしまうことが聞かれます。これを見たら生産販売を図る段階になっているものだったので、もう引き上げるのかと心配です。これが農業的な研究でなくても、生産販売にかかわる開発も必要でしょうし、離島振興の面からつくり変えて、何らかの支援が継続的にあるということが非常に大事だと思いますので、農林水産部もそうですが、ほかの所管も特に離島振興という視点の中でこれが

続けられる支援があるのではないかという感じがしますので、そこは大きく応援する、継続できる方向で御支援をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○知念武農林水産部長 我々も一番こういった離島振興は県の大きな施策ですし、先ほど申し上げましたように、議論の中で決まった計画ですが、新たな要素としていろいろな提案を受けておりますので、そのことも含めて慎重に議論して、結論を出したいと思います。農林水産部だけの問題にかかわらないようなことも出てくると思いますので、頑張りたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 陳情第166号についてお聞きします。第3次中期計画において当初目的はほぼ終了したと。中期目標の中で研究員はこれでカットということでしたか。

○知念武農林水産部長 中期計画で研究員をカットということではなくて、まずは海洋深層水を使った冷熱を利用した生産をする技術がほぼ確立されていますと。後はその生産をした、今は、ホウレンソウをやっています。ホウレンソウを沖縄本島のジャスコや生協等に出して、そこでの販売などの状況を見たいということです。確かに今までやっています、小規模ながら。ただ、その結果は、夏場のホウレンソウですので冬場に比べると結構高い値段で売れている状況はあります。ただ生産施設そのものが小規模でして、これを全体に広げたときにどのようになるかということも含めてやっています。その研究が終わったということから平成24年度以降は、研究員の常駐は必要ないのかなという結論になっています。例えば、研究センターから毎日行くのか、週に何日行くのか等々も含めてこのかかわり方でいいのかも含めて、検討したいということです。

○砂川利勝委員 要請書の中で存続をとという言葉が出ています。結局はそうやらないということを通達したということですよ。通達したからこういった要請が出てきたんですよ。

○知念武農林水産部長 この計画は平成21年の段階で決まっていますが、今、海洋深層水の農業的利用の推進の協議会を久米島町と県で開いています。そう



いう中で議論になって今の方針は伝えております。

○砂川利勝委員 研究員を取り除いて通ってでもさせますという方向性と。ただ、やはり離島の現状は図書館の件にしても、県が決めたら大体そのとおりです。結局は弱いところはそうやって決めたからそうしてくれという流れです。多分、ハウレンソウだけ1品目にだけ絞ってそういう流れでやったと思いますが、他の作物まで伸ばしていこうという気はないですか。

○知念武農林水産部長 研究段階ではハウレンソウだけではなくて、例えば、島ラッキョウの話、添え花のトルコギキョウなどいろいろされています。ただ、生産をして実証的にやっているのはハウレンソウだけです。今後、状況によっては、久米島町が今回一括交付金を活用して、植物工場をやることもことし設計して来年からということもありますので、そういう状況も見ながらいろいろ対応していきたいと考えています。

○砂川利勝委員 もちろんこれは中期計画ですので、後期計画も考えていますか。

○泉強農林水産企画課副参事 今、平成27年度までの計画が第3次中期計画になっておりまして、これにつきましては、平成27年度に近づいた段階で、また新たな事業計画を策定することになるかと思えます。

○砂川利勝委員 中期計画は平成27年度までであるということですか。

○泉強農林水産企画課副参事 平成27年度までの計画となっています。

○砂川利勝委員 我々は新しく入ってきたメンバーは、結局は何も資料がないので、意味がよくわからないところもあります。ある程度説明資料といえますか、見せていただかないと、質疑がかみ合わなくなってきたら時間のロスですので、やはり提案の前にちょっとしたものでもいいですが、資料があればいろいろな質疑がやりやすいと思います。

○上原章委員長 今回の件について農林水産部長、対応していただけますか。

○知念武農林水産部長 対応いたします。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 陳情第162号についてお聞きします。これは皆さんは現場はごらんになりましたか。

○知念武農林水産部長 今回の場所については見ていませんが、今まで何度も現地に行って見ております。

○玉城ノブ子委員 今度の皆伐はどれくらいの面積ですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 平成24年度の収穫伐採箇所は4カ所です。トータルで12.7ヘクタールと伺っております。

○玉城ノブ子委員 今、伐採しているところはいわゆる皆伐ですね。全部伐採されています。先ほど、なぜ皆伐なのかと話をしたら、村のほうではこれが費用対効果があるという話をしていたということでした。費用対効果の問題については前に県が皆伐をやったときに、皆伐でいいのかとみんなで意見が上がって、では費用対効果はどうなのかと話をしたときに、費用対効果がないということが、一般質問のときに、これが問題になったということがあります。なぜ皆伐が費用対効果があるのだということがよく理解できません。

○知念武農林水産部長 先ほど私が申しましたことは、この森林組合等が伐採をするときにかける費用と、売って得る利益が引き合わないということで、事業を実施する場合の費用対効果の議論とは別の話です。

○玉城ノブ子委員 しかし、伐採をして放置されているところもいっぱいあります。それを活用することが、活用できていない状況もありました。今の現状について一業者が費用対効果がないからみんな皆伐でやるということについて、国頭村等はこの問題について話し合いはやっていますか。

○知念武農林水産部長 先ほども申しましたように、費用対効果という言葉の使い方は不適切ですが、国頭村とは日ごろから伐採をするときには、択伐をしてほしいという話など、いろいろ要請はしています。先ほど言いましたように、

自分たちが伐採をして売って利益を得るときに、皆伐以外の方法では少し金がかかり過ぎて、利益にならないということがあります。今、できるだけ面積も小さくしてきていますが、森林組合等が引き合うような面積に村としてとどめている。我々は、先ほど言いましたように、環境を守ることは大変大事な話で、いろいろな意味において皆伐ではなくて、択伐だとか筋切りなどいろいろな方法の提案をしています。先ほど言いました、利用されていない資材の話は、択伐をやる場合に、例えば沢がありまして、そこは残して切るとかいろいろあります。委員のおっしゃっている利用されていないということは、逆に自然を守るために残したようなものではないかと思います。

**○玉城ノブ子委員** この件について、皆さんはゾーニングの話もありますが、林業生産自然体験の利活用と区域を分けてゾーニングするということがありますが、しかしこの皆伐が、ゾーニングしたとしても費用対効果がないから皆伐するしかないとなったときに、そのまま皆伐は容認されてくるかどうかが問題です。今、皆伐が環境に与える影響が大きいということで、皆伐そのものに対して問題だという指摘を私たちはやっているわけです。

**○謝名堂聡森林緑地課長** 収穫については、択伐収穫と皆伐収穫があります。もちろん皆伐は全部切りますので、経済的に非常に有利であると。択伐は抜き切りをしていきますので、かける労力に対して得る収入が少ないということで、経済的には不利ですが、環境面からはいいと、それぞれに特徴があります。どちらかといいますと、皆伐をするほうが択伐をするよりも経済的に有利ということで、択伐だとなかなか黒字にはならないということで、今、皆伐を一般的に国頭村でやっているということが実際のところなんです。ただ、先ほどゾーニングと択伐、皆伐の関係の御質疑がありました。今、ゾーニングは我々は大きく5つに分けています。保護する部分、バッファゾーン、中間的な部分、水土保持など広域的機能をやる分、循環利用という利用の部分にも環境に配慮しながらの循環利用、その後の利用ということで分けています。基本的に森林の施業についても全てのエリアに皆伐は難しいので、コアゾーンはまさに施業はしない、伐採はしないと。バッファゾーンについては影響のない範囲での抜き切りになっていくと。水土保持についても基本的には択伐という抜き切り。ただ、影響の少ない歩合は1ヘクタール未満の小皆伐とか。そういった施業のエリア分けをしています。それを今パブブリックコメントの中にも出して皆さんから御意見を伺うということで考えています。

**○玉城ノブ子委員** そのようにやったときに、例えば、県のほうは皆伐は問題だということで中止しています。ところが、国頭村が皆伐をやっています。ですから、そういうようにみなさん方が区域分けをやってゾーニングしてやったときに、県はそういった方向で進めるとなったときに、国頭村との話し合いや調整、具体的にこういう方向で進めるといふ県の方針は、どのように国頭村では受け入れてやれるのかという方法がありますか。

**○知念武農林水産部長** 今、現在、国頭村あるいは森林組合が伐採をしているところは、もともとあの方々の財産で、あの方々に切る権利がありますが、我々は方針を決めてもう皆伐はさせない、やらないという方針に基づいて、例えば、森林組合が成り立つような択伐をしても新たな支援やそういったことも検討しながら方針は決めていくということです。

**○玉城ノブ子委員** そういった皆伐ではなくて、択伐で、いわゆる先ほど言いました間伐を、材を利用していろいろな新たな加工品をつくって、費用対効果が上がるような、そういった方向に持っていくべきだと考えているわけですよ。そのためには、そこに対する県の支援が必要だと思います。このように皆伐ではなくて、択伐で間伐材を利用して新たに費用対効果を上げることができるといふような、そういう方向での取り組み、県の取り組みが必要だと思います。

**○知念武農林水産部長** その辺のことについては、支援ができるかどうかという可能性も含めて、現況の事業制度の中でできるのか、あるいは新たに何か考えなくてはいけないのかを含めて、可能性も含めて検討はしていきたいと思えます。

**○玉城ノブ子委員** ぜひこれが皆伐にならないように、先ほど自然環境との関係、ヤンバルの団体等を活用してもっと雇用効果も、他のところで雇用効果を高めていくようなそういった経済効果を高め、雇用効果を高めていくようなそういった方向に持っていくべきだと思います。もう一つは、自然環境との関係から言っても、今の皆伐が続けば、ヤンバルは自然遺産登録どころか大変な状況になっていくと思いますので、そういう点は、自然保護課とのきちんとした話し合い、環境保全の立場からどうするかということの、きちんとした取り組みを農林水産部のほうでも進めていくべきではないかと思いますが、そういう点についても今後の計画について、農林水産部長の決意をお願いします。

○知念武農林水産部長 先ほどから説明しておりますように、やはり環境を守ることも林業の振興を含めて大変大事なことです。両方をいかに両立させていくかということも含めて慎重に検討して、県内の関係する部局とも相談しながら対応したいと思えます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
喜納昌春委員。

○喜納昌春委員 陳情第148号についてお聞きします。ある意味では、建物が50年とか機械設備等が60年ということで、陳情を見たときに毎年の修復に金がかかっていって、そういう意味では本当に待ったなしです。たまたま、一括交付金という新しい制度もできたので、今あったように、すんなりいけばそういう方向かと懸念して、小さな村では四、五億円でも負担の部分が本当にきついです。ですから、県の一括交付金を使えないのかということでした。ある意味では、日量300トン、あるいは生産が3万トンとか、これはかつての基準ですよ。今でも生きてますか。

○知念武農林水産部長 分蜜糖の工場については、今でも国のその規則が残っています。

○喜納昌春委員 ある意味では、甘味使用の保存の問題もあったと思いますが、食べないような時代が先行してきて、どんどん減ってきたと。ところが一方では、甘いものも食べないと脳の問題になるということで、また見直しがされています。我々もかつて、十四、五年前になるかと思いますが、大城喜信農林水産部長のときに100日、100万トンとか、ぜひそうしようということで全島マラソンをやったこともあります。今、日量300トンといったときに、伊是名の場合でも、先ほどあったように290ヘクタールあるとか、村長が言っていたことは、確かに年々厳しくなっているが、この村ではこの農業が本当に基幹です。さとうきびが消えたら、村の中での職場が本当に消えていきます。ですからそれは、どういう時代であろうが残したいという熱意がありました。そういう時代ですから、かつてのように100日100万トンという時代も達成はできなかったが、それでも頑張っていることは評価します。村に行くと300トンとか3万トンとか、どんどん厳しくなっていく時代だと思います。ところが、町村の場合、南北大東島でもそうですが、さとうきびがないともたないという問題もあります。制度上は300日とか3万トンとかあっても、時代に応じた格好

で、その村の基幹産業としての育成のやり方は、いろいろな知恵を出してやらなくてはならないと思います。この辺の認識はどうでしょうか。

○知念武農林水産部長 先ほどから言っていますように、いろいろな課題があります。これをしっかりと議論をして将来に新しい工場をつくっても、伊是名村がきちんと維持、管理をしていける状況にしないと、後々、伊是名村が大変なことになるということもありまして、今できちんと検討してどうすべきかということも含めて結論を出していきたいと思います。

○喜納昌春委員 そういう意味では、本当に離島は人口をどうふやしていくかなどいろいろなことも抱えていますので、検討してほしいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、竹ノ内昭一糖業農産課長より答弁訂正の申し出があり、委員長がこれを許可した。)

○上原章委員長 再開いたします。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 先ほどの瑞慶覧委員からの御質疑に対して、伊是名村の農家戸数、先ほどはさとうきび農家戸数が平成22年度が195戸と申し上げましたが、これは農林業センサスの販売農家数が195戸の誤りでした。おわびして訂正させていただきたいと思います。また、参考になりますが平成12年の農林業センサスによりますと販売農家数は266戸となっておりますので、瑞慶覧委員からは過去5年間の話でしたが、過去10年間さかのぼりますと10年間で71戸の農家数が減少したということになります。追加訂正しておわび申し上げます。

○上原章委員長 休憩いたします。

午後 0 時 6 分 休憩

午後 1 時 20 分 再開

○上原章委員長 再開いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項農林水産業についてに係る台風15号、台風16号及び台風17号による被害状況及び対策についてを議題といたします。

これより、台風15号、台風16号及び台風17号による被害状況及び対策について審査を行います。

ただいまの議題について、農林水産部長の説明を求めます。

知念武農林水産部長。

○知念武農林水産部長 それでは、平成24年台風15号、16号、17号に伴う農林水産業の被害状況につきまして、お手元にお配りしてあります平成24年台風15号、16号、17号に伴う農林水産業の被害状況等についての説明資料に基づき、御説明いたします。

今回、8月26日から9月29日の短期間に相次いで襲来した台風15号、16号、17号は、沖縄地域を暴風域に巻き込み、強い勢力を維持したまま通過しました。

台風15号については、大東地方を暴風域に巻き込み、発達しながら沖縄本島北部を通過しております。農林水産業の被害状況については、被害総額約9億8000万円と見込まれ、農産物で約3億3000万円となっております。その内訳は、さとうきび約3億円、野菜約2000万円、花卉約600万円、果樹約600万円となっております。また、農業用施設等で約2億2000万円、畜産で約1億1000万円、林業で約4億円、水産業で約2000万円となっております。地域別の被害額は、北部地区約7億5000万円、中部地区約1000万円、南部地区約9000万円となっております。

台風16号については、沖縄本島地方へ接近し、非常に強い勢力を維持したまま、沖縄本島北部を通過しております。農林水産業の被害状況については、被害総額約12億8000万円と見込まれ、農産物で約4億円となっております。その内訳は、さとうきび約2億4000万円、野菜約6000万円、花卉約5000万円、果樹約5000万円となっております。また、農業用施設等で約1億9000万円、畜産で約3000万円、林業で約2億円、水産業で約4億円となっております。地区別の被害額は、北部地区約9億1000万円、中部地区約2億3000万円、南部地区約1億5000万円となっております。

台風17号については、石垣島地方、宮古島地方、沖縄本島を順次暴風域に巻

き込み、強い勢力を維持したまま沖縄本島を通過しております。台風17号による農林水産業の被害状況については、被害状況の詳細など調査中の部分もありますが、10月4日現在では、約22億5000万円と見込まれ、農作物で約16億8000万円となっております。その内訳は、さとうきび約8億4000万円、野菜約2億8000万円、花卉約3億5000万円、果樹約1億8000万円となっております。また、農業用施設等で約2億4000万円、畜産で約2億円、林業で約6000万円、水産業で約7000万円となっております。地区別の被害額は、北部地区約8億7000万円、中部地区約1億8000万円、南部地区約6億7000万円、宮古地区約3億4000万円、八重山地区約1億9000万円となっております。今回の被害は、短期間の間に非常に強い台風が相次いだことから、さとうきび、ゴーヤー、オクラ等の露地野菜、値づけ時期の菊などの農産物の被害額が大きくなっています。農林水産関係施設としては、ビニールハウス、畜舎の破損等、そのほか林道の法面崩壊、漁船、モズク、漁港護岸等の被害によるものです。

次に、対策の状況について御説明いたします。

県では、台風の事前対策として、各農業改良普及センターにおいて、ネット被覆の確認やオクラ等の切り戻しなどの指導を行っております。台風通過後は、各農業改良普及センターに相談窓口を設置するとともに、資金相談、作物に応じた除塩、薬剤散布や施設の点検、補修等の営農対策の指導、助言を行っております。台風被害につきましては、①農業・漁業共済、漁船保険での対応②セーフティーネット資金など、低利の制度資金の活用③制度資金の借入者に対する償還猶予などにより、支援することとしております。また、振動等の施設被害について、災害普及事業により、早期の復旧を図ることとしており、復旧予算については、既決予算により対応することとしております。

以上、台風15号、16号、17号に伴う農林水産業の被害状況について御説明いたしました。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、台風15号、台風16号及び台風17号による被害状況及び対策について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 10月5日の糸満の漁港、台風による被害があった現場の視察



をさせていただきます。今回の台風17号の影響を今、農林水産部長から説明がありましたが、台風による被害総額は幾らになりますか。

**○安田宗伸農林水産企画課班長** 本来は災害の被害額については、合計する形ではなくて、それぞれの台風によってその時点での被害額を算定しております。一義的に今年度、6月4日に接近しました台風3号から、今般接近して被害が生じた台風17号まで、都合8つの台風が沖縄地方に被害をもたらしております。これを合計いたしますと農作物等の全ての被害総額47億5000万円ほどになります。

**○新垣哲司委員** 47億5000万円、5カ月ちょっとでこれだけの被害が出たということですか。この期間で補正を含めて、台風による被害、おおよそいいですがどのくらいの補助ができたのか。台風17号恐らくその前のは計算入っていませんが、わかる分だけで。6月補正で台風に関してどれくらいの補正を組みましたか。

**○知念武農林水産部長** 災害の予算は今言いました、林道施設、水産施設、農業の施設、この3つについて予算を組んでおります。今、起こっている被害については、既決予算で対応できるという試算結果が出ておりますので、まだ補正を組んでいる状況ではありません。今後、さらに被害が拡大していったら既決予算では足りないとなれば、次回の議会に補正予算を提案しようと思います。

**○新垣哲司委員** 当初から台風が来ると見込んで、ある程度つけておこうということになりますか。

**○知念武農林水産部長** そのとおりです。

**○新垣哲司委員** これから試算していけば、被害は少なくなっても多くなります。今、農家は大変苦しんでいますので、ぜひできる範囲は全力で対策をしていただきたいと思います。場合によっては、議会でも開くような形でどんどん予算を追加していくようなことをお願いしたいと思っております。一言お願いします。

**○知念武農林水産部長** 今回の台風被害は、先ほど対策について申し上げましたが、まずは農業、漁業の共済で、共済に加入している漁船保険についてです。

加入している方々については、まずそこで手当てが可能です。あと、共済に加入していない方々で被災された方々には、沖縄振興開発金融公庫にあるセーフティーネット資金という、それを低利で融資できる方法で対応していくということと、既に過去の被災や過去の事業開始で制度資金を借りている人がいます。そういった方々が被災された場合には、償還をある程度猶予してもらうように制度を活用していきたいと考えております。施設災害については、先ほど言いましたように現行予算で大丈夫だと思います。それ以外の被災をされて困るような方々もおられるので、その方々については個別に農業改良普及センター、各農林土木事務所等で相談窓口を設けておりますので、そこで相談をしてどういった対策がとれるかということも、一緒になって検討していきたいと思ます。

**○新垣哲司委員** 実はきのう農家の方から糸満市の眞栄平に呼ばれて現場を見ました。ハウスが完全に潰れていました。以前にも自衛隊にお願いして、取り壊すことも大変です。きのうまた自衛隊に会って相談したところでした。こういったものは保険も掛かっていません。今までに壊れたことがなかったので、被害がなかったということでした。その辺について何か手助けできるようなことはありますか。

**○知念武農林水産部長** そういう対策について、制度的なことは現在持っておりません。過去に宮古島で平成14年の台風15号だったと思いますが、そういった被害がたくさんありまして、その台風に対する対策として臨時的制度をつくり、ハウスの片づけなどについて対応した経緯もありますので、今回もそういった状況も細かく調査して、その必要性があるのか、ないのかも含めて検討していきたいと思ます。

**○新垣哲司委員** ゴーヤーを植えて1回、2回は出荷できたそうです。ぜひ現場—パームヒルズ糸満の隣でされている金城さんですが、できるのであれば調査してください。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
仲村未央委員。

**○仲村未央委員** 先日、南部の糸満市を見せていただいたときに菊が露地のものは全然だめで、苗も足りなくなるのではないかということをおっしゃって

ました。沖縄市の菊農家に話を伺ったら、そんなに被害は思うほどではなくて、むしろ島尻のほうに苗を回そうかという話をされているようです。地域によって被害状況にばらつきがあったのか。また苗の件についてはどうなりそうですか。調達ができそうですか。

**○島尻勝広園芸振興課長** 菊の被害については沖縄全体を巻き込んだのですが、例えば、海岸線、あの辺については非常に潮害の被害が大きいです。沖縄市については、登川を中心に親株もそんなに被害がないということで、北部と南部のほうに少し苗を回していきたいということで、花卉農協、JAのほうでどれくらい足りないのか、養成してどれくらい出せるのかどうかを各農家にも突き合わせているそうです。ですから必要な本数について積算しているようです。例えば、花卉農協では130万本くらい足りないとか、JAのほうでは330万本足りないということをおっしゃるので、そのほうでは親株ないしは足りない部分について、きょう現在調整していると聞いています。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

**○座喜味一幸委員** 毎年ある台風の救済の方法として、しっかりした制度をつくるのが大事だと思います。沖縄型農業共済について質疑します。制度として今回から農家の軽減、3割くらいになるのか、そこまで危険率を国、県で応援してくれるのですが、実態として今年度から始まる沖縄農業共済のさとうきび、野菜、施設等を含めて、その加入状況を教えてください。要するに今回の台風で沖縄型農業の制度が生かされたのか、間に合わなかったのかは非常に危惧しています。

**○竹ノ内昭一糖業農産課長** 残念といえば残念です。沖縄型農業共済制度は今年度からスタートということで、今般の台風被害そのものの共済支払いにはなりません。具体的に今加入を受け付けていますのは、さとうきびは平成25年産以降、考え方としては通常の民間保険でも、病気になってから加入してもという考え方と一緒にするので、そういう意味では、今回の台風がある意味教訓になって、農家の皆さんの加入に対する意欲が喚起されればと考えております。ちなみに、さとうきびについては今回の台風を受けてということではないかと思いますが、新しい共済の支援が始まったということで、聞き取りの範囲ですが、既に去年の実績を上回る程度の加入の申し込みが現時点で来ているという状況

です。園芸につきましても、逆に今回制度が始まるということで農家の方が様子見をしていて、加入を控えていた状況がありましたが、それも制度の仕組みがはっきりと明確化してきたと。やがて6割から7割の物財等の支援が受けられるということで、ここ一、二カ月で大きく施設園芸共済のほうも、昨年を上回る勢いで加入率が伸びるであろうと認識しております。

**○座喜味一幸委員** 具体的に今の新しい情報で、さとうきびで言えばどれくらいの方が加入していますか。また園芸でどれくらい加入しているかということ把握されていますか。要するに今回の台風でも、救済された人はいないのかということが非常に気になります。

**○竹ノ内昭一糖業農産課長** 今回の制度の開設、新しい事業に関連しまして救済された方は基本的にはいません。今回、共済の対象になったのは、従前の枠組みの中で既に共済に加入されていた方については、当然従前どおり補償の対象になるという考え方になります。

**○座喜味一幸委員** この話は、割と長い間響く話ですので聞きます。今回の連続した台風の中で少なくとも、今回のさとうきびを事例にしても、明らかに例年より大幅な減収が見込まれているはずです。それを今から共済に入って対象にならないのであれば、正月明けからのさとうきびの収穫、それを持って生産して、これが共済の対象にならないというニュアンスで聞きましたが、これは少し違うと思います。この辺は何らかの形で、加入する予定であった人たちが、たまたま手続中で加入を募集しているわけですね。しかし、たまたま台風に遭いましたという人が、次の収穫のさとうきび農家が救済できないようなことは、これは単純に切り捨てていい問題なのか、何らかの知恵を使うべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

**○竹ノ内昭一糖業農産課長** さとうきびについて例示して御説明いたします。具体的に作型別に申し上げますと、共済の受け付け期間、加入申し込み期間がございます。春植えと株出しにつきましては基本的には3月10日、株が出た、あるいは春植えをした年の3月10日までに受け付けをすれば、次の収穫までずっと補償がされます。その間であれば途中で被害があっても、その分全部対象になります。また、夏植えにつきましては、夏植えを新植したときの年の11月末までが加入の受け付けとなっています。そういう意味では、今般、新植の夏植えで被害を受けたもので、これから加入するという分については、基本的には結

果的には平成25年産の夏植えということで共済対象になります。残念ながら、来る製糖期の収穫に回る春植え、株出し、あるいは夏植えについては台風が来た時点で加入をされていない農家については、共済のほうとしては対応しかねるということが実態です。

**○座喜味一幸委員** これは残念な答弁です。もう少し知恵があると思います。一括交付金という今までの制度をさらに弾力的に、一括交付金等を投入して農家を救済しようという制度を創設して、初年度から全く適用されないというような実態については、もう少し検討の余地があると思います。当然の制度そのものとしての救済はできないにしても、制度的に今回の内閣府からの内諾がおくれた分として、場合によっては、物によってはさかのぼりして予算の承認を受けている事例があるので、この辺の工夫が必要だと思いましたが、どうでしょうか。

**○知念武農林水産部長** 今回の加入の申し込みの時期は、3月10日までに終わっていないといけないということで、基本的には、内閣府からの今回の一括交付金でつくった事業の交付決定時期とは少し合わないので、そういう意味ではそういった検討はできないと思っております。ただ、夏植えについては、既に植えてあるさとうきびについては、11月までに加入をすれば、次の春でも冬でもなくて、翌年の冬の収穫時期には間に合います。そういう意味では、夏にした分は全て加入してもらうような方針で進めていきたいと思っております。今、委員がおっしゃったことについては大変難しいところがありますが、共済とも何らかの方策がとれるかどうかも含めて相談をしてみたいと思っております。

**○座喜味一幸委員** これは割と深刻な問題ですので、本気で議論のテーマにのせてもらいたいと思います。ぜひ研究をお願いします。皆さん方は台風の対策をどうするかと言うと、セーフティーネットで金利、延納だとかいう形、あるいは共済で何とかしますという話をしますが、実態として今みたいに沖縄型共済が適用されないようなことになると片手落ちになる部分があるのにその辺に関しては少し農家をどう救済していくかという視点では、もっと議論があると思います。先ほど新垣委員からもありましたように、共済は農業施設に関してもビニールや躯体だとか、中物の保険制度、共済制度が全国的にでき上がっていて、活用もしていますが、沖縄ではビニールの保険だけを中心にして、躯体や中物に対する共済制度に踏み込んでいない。これに関しても制度の研究をしていかないといけないと思っておりますが、いかがでしょうか。

○知念武農林水産部長 施設園芸共済に関しては、ビニールに限らず本体まで共済で補償するような制度になっています。

○座喜味一幸委員 では、あわせて中物についてはどうですか。

○知念武農林水産部長 中身についても一緒です。

○座喜味一幸委員 農家と共済との関係でもありますが、中物や躯体までくると、農家の額が大きいので少し加入率が低いなどの問題があることはわかりませんが、少し沖縄型農業共済にかわった今の時点では、きちんとした保険の必要性といたしますか、共済の必要性を議論すると、結構農家の加入者もふえてくる。毎年のようにある台風をどのようにして農家のリスクを軽減するかということなので、制度まで含めて踏み込んで、議論しないといけない課題かと思います。ぜひ検討をお願いします。

○知念武農林水産部長 農業共済制度そのものは、全国一律で内容が一緒です。沖縄型の農業共済加入促進の事業は、全国一律の共済に農家を加入させるための手だてとして。例えば、高くなっている共済掛金を何らかの形で農業資材等を補助する格好で、結果的に農家が払う、負担する額を軽減していくということでありまして、共済そのものは一緒です。ただ、委員のおっしゃったように、制度的な話まで踏み込めるかどうかは、十分に研究に値することかと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 沖縄型共済制度、一括交付金でようやく実が出たと思っています。この加入率を高めていけばと思いましたが。せっかくつくった共済制度が今度の台風被害の対象にならないことについては、そういう意味では、今度農家の皆さんが受けた被害は非常に大きいです、連続的に台風の被害に遭って。例えば、菊生産農家にしても彼岸を当て込んでいたところ、正月用の物、彼岸の物がほとんど厳しいという状況になっているので、そういう意味では、再生産に必要な支援をやはりやっていくことが必要だと思います。肥料、飼料、電気代、再生産をやっていくことになると、また借金をしないと、先ほど言っていた融資をとということになると、借金に借金を重ねないといけないという状況

になるので、生産農家にとっては大変厳しい状況になるので、ぜひ再生産に必要な支援を皆さん方としても検討していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

**○知念武農林水産部長** まず沖縄型の農業共済の事業が、当初我々としても4月1日から、一括交付金全体ですが、できるかなと考えていましたが、結果的に国との調整等々でおくれて8月からの開始になったと、これは本当に残念なことです。次年度は4月1日からスタートできるような調整を国とやって、一日でも早く救済ができるようにしたいと考えております。またその他の支援につきましては、先ほど言いましたように、調査報告をいろいろ受けていますがその状況等を見て、玉城委員のおっしゃるような支援はどのようなことができるのか等々含めて、農林水産部内で検討して対応していきたいと思っております。

**○玉城ノブ子委員** 私は糸満市の調査もして、伊江島にも呼ばれて調査に行きました。向こうも菊の生産地ですよ。向こうでも、菊も野菜も路地物は全滅するという状況があって、非常に悲嘆に暮れるという状況になっています。やはり連続的に台風被害に遭っているのです、農家の皆さんの生産意欲が落ちる可能性が高いです。これ以上はできないというように、それで農業から離れていくことにならないように。そういう意味では、やはり再生産も意欲を持ってやっていけるように、その辺の支援をきちんとやっていただきたいと思っております。それと同時にビニールハウス、平張りのビニールハウスとそうではない路地物とでは歴然とした被害の実態が出ています。そういう意味では、一括交付金では台風強いビニールハウスということで平張りのビニールハウスを普及しているということですが、現状は具体的にはどのような状況になっていますか。

**○島尻勝広園芸振興課長** 平成24年度の災害に強い栽培施設の整備事業の進捗状況を御報告いたします。6月ごろから関係者のほうに事業説明をして、7月10日に3年間の事業要望をとりました。その結果、平成24年度時点で約40億円近い要望がありました。それをJAや花卉農協、具体的は現地に行って調査をやって、今、詰めている状態です。花卉ですと全体で13億円の事業の中で、56%占めて約事業ベースで7億3000万円くらい。その中にはアレカヤシなども入っています。菊だけで見ますと4億9000万円くらいの事業費ですので、事業費の約4割近くは菊でいきたいと考えております。事業要望も多いですので、その辺は現地も含めて農家の意向も添えて。今回、平張りについては効果があったということ聞いております。ただ残念なことに、今回の台風17号について

は潮害、塩害が非常に多かったと聞いておりますので、この辺も含めて営農指導員と連携をとりながら、最後に役立つことができたと思います。

**○玉城ノブ子委員** 野菜類ももちろんビニールハウスの中での状況と、路地物では全然被害状況が違います。もちろん塩害が相当あったということがあります。野菜類もビニールハウスの普及をしっかりとやっていく必要があると思います。台風に強いビニールハウスの導入はどのようになっているのか、現状はどうなっていますか、どのように進めていこうとしていますか。

**○島尻勝広園芸振興課長** 先ほども事業要望について、JAや市町村を通して3年分はとりました。その間、うちの事業の中については災害に強いということですので、野菜、花卉、果樹を含めて、今回、一応要望に沿って事業を進めていきたいと思っています。例えば、野菜で言えばインゲン、ゴーヤー、スイカ、この辺で今現在、事業調整中の段階ですが、事業ベースで3億9000万円くらいの事業を予定しております。それについてもやはり施設整備については、必要な部分の整備をやっていけたらと思っています。農家を含めて、やはり必要なビニールハウスについては整備していきたいと思っています。

**○玉城ノブ子委員** 今度の台風災害で、農家の皆さんの支援をぜひやっていただきたいと思っています。ビニールハウスの促進もそうですし、再生産に必要な支援についても皆さん方が積極的に支援していくということで、言っているように補正も含めて、農家の皆さん方の支援ができるようにしていただきたいということを、最後に農林水産部長、お願いします。

**○知念武農林水産部長** 今般の台風は、短い期間に立て続けに襲来したということで、特殊な状況もあるのかという感じもしています。その辺また農林水産部でいろいろな理屈づけをして、どういう支援ができるかも含めて、今おっしゃいましたように、必要であれば補正予算の要求も含めて検討してみたいと思います。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
砂川利勝委員。

**○砂川利勝委員** 利子補給をされるということですが、私も農家ですので内容はわかりますが、去年も50%は県から出て、市町村のほうから50%という形で



セーフティーネットを利用した方はされていたと思います。今回の災害の場合もそういう形をとりますか。

○知念武農林水産部長 先ほどから言っておりますが、今回はどういった状況が各地域、地域で起こっているのかを詳細に調べて、今おっしゃったようなことも含めて検討したいと考えております。

○砂川利勝委員 先ほど言っていました、今回の沖縄型は資材に対する助成ですということですね。基本的には経営の安定している農家はそれなりにできると思います。やはり厳しい農家に対応できないということが現実です。そういった中で資材が買えないという人に対しては、その恩恵が受けられないという、少し細かいことを言うとそういう流れになるのかと。せっきくの共済制度の中で国が50%、例えば、さとうきびに関して助成している関係上、同じように金でできないというところがあることを聞いていますが、そこを何らかの形で、要するに弱い農家も助けられる仕組みをつくっていただかないと、農業共済に加入する方がふえないと思います。私も理事をしていたので内容はよくわかります。そこをもう少し知恵を出していただきたいということが願いです。米の場合は個別補償がありますので、共済加入が100%ということになっていますよね。そういった中で沖縄の基幹作物として言われているさとうきびに関しても、そういう流れを行政のほうから強く訴えていく必要があるのかと。また台風の常襲地帯として台風が相当大型化してきているので、何らかの対策を沖縄のほうから主張していくべきではないかと思えます。当然、関税でしっかりと何百%の税をかけて守っているということもわかります。ただ、生産したものが結局は実入りがないと、農家に対して金が入ってこないという仕組みではなくて、最後の最後まで金が入ってこれる仕組みがとれるようなことをやはり考えていく、今度の課題だと思います。県も市町村もそうですが、やはりつくるまでの過程はしっかり助成できます。例えば、建物に対しても土地改良にしてもそうです。最後の詰めの、要するに農家が最終的に金になるという手前で被害が出るのが現実です。そこまで最後の最後まで、特にいろいろな拠点産地として県が指定している中で、最後の最後まで支援していくという体制をとっていただきたいと要望したいと思っておりますので、よろしく願います。

○知念武農林水産部長 やはり沖縄は台風が多いということで基盤整備のところで防風林、防潮林などいろいろな整備をしながら進めていっています。やは

り台風被害は起こりますので、しっかり共済に加入してもらって、何かあるときには共済から補填を受けるという形にしたいと思います。先ほどの農家に対する助成ですが、例えば、さとうきびをつくっている農家であればほとんど100%の方が肥料を買ったりというのは、これは調べた結果があります。肥料の代金も我々が助成しているような金額を超えるものがあるので、どなたでも沖縄型の共済の支援を受ければ軽減を受けられて、普通並みの加入掛金になると我々は思っていて、それでふえるとかということをやっています。その助成の額が小さいとか、もっと下げてほしいという議論は議論として出てくるかもしれませんが。大もとの災害救助法の中で国の持ち分は半分で、あとは農家ですというようにありまして、なかなか掛金そのものに国からの一括交付金を入れるわけにはいかないのです、いろいろと国とも相談しながらつくった制度です。ことしは始めたばかりということもありますので、その状況も見ながらいろいろな研究をして、さらに農家の支援につなげていくようなことになっていけばいいと思っておりますので、いろいろ検討させてください。

**○砂川利勝委員** 国の制度の仕組みは十分に理解しております。ただ農家の生の声として、金が入って金で共済に入ることは一番ベターということが農家の声です。JAを含めて、JAの口座に入った場合に売り上げのある人の、知っていると思いますが全部引かれます。結局、県が助成しても結局農協がとったら共済に加入できない仕組みになる可能性もあります。そこら辺は、農林水産部長も含めて、JAともこれは共済金の金として県からの助成だとはっきりと分けていただいて、共済に加入させるということを強くやっていただかないと、結局は振り込んでも何にもならないということにならないように気を使っただきたいと思います。

**○知念武農林水産部長** 今、砂川委員からあったようなことも含めて、実態も含めて調査して、そういうことにならないように……。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
瑞慶覧功委員。

**○瑞慶覧功委員** 北谷町、嘉手納町、読谷村の黙認耕作地が結構あると思いますが、この共済は対象ですか。

**○知念武農林水産部長** 対象になります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、台風15号、台風16号及び台風17号による被害状況及び対策について質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、乙第4号議案沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 商工労働部関係の議案1件につきまして、その概要を御説明します。

議会配付資料平成24年第5回沖縄県議会（定例会）議案の5ページをお開きください。

乙第4号議案沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

この議案は、沖縄振興特別措置法の改正により、自由貿易地域制度及び特別自由貿易地域制度が廃止され、新たに国際物流拠点産業集積地域制度が創設されたことに伴い、条例の題名を沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例に改めるなど、規定の整備を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、公布の日から施行する予定であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 これは名称の変更のみですか。何かこれに伴う優遇措置等の変更もあるのですか。

○平良敏昭商工労働部長 基本的には名称の変更で、特にこれによって優遇措置の何かが変わるということはありません。旧特別自由貿易地域と現在の自由貿易地域那覇地区が、国際物流拠点産業集積地域になりましたので、これに伴って、それぞれの条例があったものですから、それを一本化したということです。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 特別自由貿易地域の現状はどうなっていますか。当初の企業進出目標がありますよね。企業立地はどのようになっているのでしょうか。

○大城玲子企業立地推進課長 特別自由貿易地域の企業立地の現状についてお答えいたします。第3次沖縄県産業振興計画では75社を予定しておりましたけれども、平成23年度末の実績で、33社ということになっております。

○玉城ノブ子委員 分譲地に何社で、賃貸工場で何社ですか。

○大城玲子企業立地推進課長 分譲地に、買い取り条件つき貸し付けを含めて8社、賃貸工場に25社となっております。

○玉城ノブ子委員 特別自由貿易地域の全体面積は何ヘクタールですか。販売された土地、購入した土地の面積はどれぐらいですか。分譲率もお願いします。

○大城玲子企業立地推進課長 特別自由貿易地域全体の面積が89.7ヘクタールでございまして、そのうち分譲面積が7.1ヘクタールで、7.9%ということにな

っております。賃貸工場等への分譲が16.1ヘクタールで、17.9%です。

○玉城ノブ子委員 国税の優遇措置の適用を受けている企業数は何社ですか。

○大城玲子企業立地推進課長 優遇措置にもいろいろございますが、国税の投資税額控除を受けた会社が、平成23年は3社ございます。

○玉城ノブ子委員 結局、特別自由貿易地域そのものが、土地が売れないと。そういった企業の進出を図るために、国と県が賃貸工場をつくったわけですよ。それでも土地が売れなくて、新たに今県が土地を購入して、IT関連産業に貸し出す等をやっているわけですが、これに、既に40億3000万円もつぎ込んできているという状況があるのですが、具体的に、この10年余りに企業誘致に成功していなかった特別自由貿易地域が、今度は国際物流拠点産業集積地域として看板を変えらなっているわけですが、それで企業誘致が成功する見通しがあるのかどうか。その具体的な施策がどうなっているのかということですが。看板を変えたということだけで、今まで企業誘致が進んでいなかった現状を変えることができるのかどうか。企業誘致が進む見通しがあるのかどうか。

○平良敏昭商工労働部長 今担当課長から答弁があったように、当初は75社を予定したけれども、現実には33社ということは、いろいろな御批判を真摯に受けとめたいと思います。ただ今回、特別自由貿易地域、あるいは自由貿易地域那覇地区から国際物流拠点産業集積地域という名称に変えたのは、ANAの国際物流ハブ機能をいかに有効に活用していくかという点で、やはり沖縄が抱えている課題を一特に海上物流費が非常に高いということで、今後、高付加価値型の産業を振興していこうということで、名称の変更をして、それにふさわしい中身にしていこうと。先ほどITの話もありましたが、今後の産業というのはITと一体になっていくということもありますので一例えば組み込み型のソフトウェアとか、そのような取り組みをしていこうということで、問い合わせもかなりふえておまして、新たに用地を分譲して工事したいという企業も2社ほど出ておりますし、動きはこれまでよりかなりよくなっていると思っております。

○玉城ノブ子委員 企業誘致をするということで、特別自由貿易地域も設定されてきたとは思いますが、この間企業誘致に成功していないですね。そのために赤字財政になって、一般会計からどんどん金をつぎ込んでいかななくては

いけないような事態になっているのです。沖縄振興として、いいということで始めた制度ではあったと思うのですが、実際には沖縄県の財政を圧迫するような事態になっているということです。やはりこれまでやってきたことを検証するということが必要なのではないかと思うのです。なぜ企業誘致に成功してこなかったのか、今後どうしようとしているのか。私はまた同じことが繰り返されていくのではないかと思うのです。その間、沖縄県はここに財政を投入していかなくてはならないという事態になったら、これは一体何のための制度だったのかということになっていくと思うのです。今の現状を見ていると、また同じことを繰り返していくのかと思わざるを得ないのですが、そこら辺の検証は、皆さん方はなさってきたのでしょうか。

**○平良敏昭商工労働部長** 確かに当初の目標を大幅に下回っているということについては、先ほど御答弁申し上げたとおりなのですが、一方で、新たな声を500名—これは特別自由貿易地域だけで、IT関係で合わせて約1000名近くになると思うのですが、そのような新たな雇用を生み出して、そこで働いている人たちがいらっしゃるということで、ここは御理解いただきたいのですが、全国的に企業の誘致というものは、海外展開の中で非常にほかの県も厳しいわけです。近年の企業は初期投資もできるだけ抑えたいという動きもありますので、国の支援を受けて賃貸工場を整備して、初期投資を減らして企業を迎えるということで、我々としては、全国の中でも先駆けて取り組んできた制度だと思っていますし、確かに今の現状は、目標数値に対しては非常に厳しい状況でありますけれども、ここは絶えず検証しながら、我々は制度も県単の仕組みも改善しながら来ていますので、その辺は委員の御指摘も受けとめながら対応していきたいと思っております。

**○玉城ノブ子委員** この制度のあり方をもう一度、きちんと見直していくことが必要ではないかと思うのです。海外を相手にとということでやってきたものが、企業も大変厳しい状況になっているわけですね。そういう意味では、私はもう一度検証し直して、むしろ一般工業用地はかなり集積していますよね。ところが特別自由貿易地域自身がなかなか企業誘致できないという状況になっているわけですから、やはり中身についてももう一度検証して、制度の見直しをしていくということも必要ではないかと思えます。

**○平良敏昭商工労働部長** 確かに現時点で見ると、一般工業団地とそうでないところの立地状況というものは、一般工業用地は90%余り分譲しているわけで

す。では一般工業用地にすれば、今の特別自由貿易地域は企業が埋まるかといえ、そのような簡単なものではなくて、一般工業用地はちょうどバブルの全盛期ごろに完成して、一時期、一気に売れたというところもあるわけです、そのために、一般会計でも逆に、一定額を償還額以上に返したという時代もあったわけです。そのようなこともあって、分譲してからかなり期間が長い。今の特別自由貿易地域というのは平成10年からしか分譲を始めていませんので、まだ10何年なのです。向こうは20年ぐらいになりますから、そういった点では、時間がかかっているということも少し御理解いただきたいと思います。

**○玉城ノブ子委員** 過去の今までの状況を見た場合に、この状況をずっと続けていけば企業誘致が進むという一皆さん方の積極的な施策の提案があれば別ですけれども、全然今の状況では、企業誘致が一気に進むという見通しがない。ですから、これはまた同じ失敗を繰り返しかねないということを言っているわけです。そういう点について、もっと皆さん方の検証が必要ではないかということなのです。

**○平良敏昭商工労働部長** 委員の御指摘は真摯に受けとめて、取り組んでいきたいと思っております。ただ、今回の新たな制度でも、例えば所得控除率が、従来の35%を40%にしました。もう一つは投資税額控除のところ、従来は機械類に限定するのですが、従来は1000万円以上の投資しか対象にしていませんでしたが、どちらかといえば中小零細企業のために、1000万円を500万円に引き下げたわけです。県内の企業が目線も少し入れながら、制度も改正してきておりますので、そういう点では制度の見直しもやっているつもりですので、できるだけ早急に企業が立地するように取り組んでいきたいと思っております。

**○玉城ノブ子委員** 私たちは沖縄振興特別措置法そのものに反対しているわけではなくて、その中で制度の改善をやっていくということは、それはそれで必要で、進めていかないといけないと思います。ただ、特別自由貿易地域については、最初の出発がどうだったのかということが検証されなくてはならないと思っておりますので、それについては指摘をして終わります。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、商工労働部関係の陳情第102号外4件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 それでは、商工労働部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

議員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料を配付しておりますので、1枚めくっていただき、その目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続陳情が4件、新規陳情が1件となっております。

継続陳情4件のうち、2件につきましては、前議会における処理方針と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

それでは、まず、継続陳情について、御説明いたします。

修正のある箇所は下線により表示しております。

説明資料の1ページから2ページをお開きください。

陳情第102号、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長については、去る7月27日の渉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通じて、関係省庁に対し要請を行ったことから、その旨追記、修正しているものです。

続きまして、説明資料の5ページから6ページをお開きください。

陳情第114号、関西電力大飯発電所3・4号機の再稼働撤廃を求める意見書の提出に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

関西電力大飯発電所については、去る7月25日から、4号機がフル稼働していることから、その旨追記しております。

最後に、説明資料の8ページをお開きください。

陳情第158号、平成24年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情について御説明いたします。

陳情者中城湾新港地区協議会会長名護宏雄であります。

陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

まず1について、沖縄電力株式会社によれば、電気料金については、電気事



業法に基づき各電力会社が定め、経済産業大臣の認可を受けることとなっております。具体的には、経済産業省令の規定により、各電力会社が需給計画、設備計画等に基づき、総原価費を算定し、用途に応じた料金を設定しているため、特定用途の電気料金のみを特別に安価にすることは制度上できないとのことです。なお、本県では、中城湾港（新港地区）において電力料金低減化等可能性調査事業を実施しております。

次に2について、沖縄県21世紀ビジョン基本計画では、エネルギーの安定供給に配慮しつつ、沖縄の地域特性に合った再生可能エネルギーの普及による地産地消の推進及び全県的なスマートグリッドに取り組むこととしております。中城湾港（新港地区）においても、検討してまいります。

以上が商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情第158号についてお聞きします。中城湾港新港地区の陳情ですが、中城湾港新港地区の陳情は毎回電気料の低減について出されています。ここ4年間くらいずっと進行していない感じがします。いまだあの一帯で、事業をされている方は電気料の低減を言ってきます。先ほどの特別自由貿易地域の件もございました。向こうの誘致に関することも含めて、電気料の低減はいち早く進めるべきだと思っています。調査という段階なのかと思いますが、いかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 調査の内容については後で担当課長より御説明させます。基本的に電気料金は先ほども説明でも申し上げたとおり、今の国の制度は総原価方式になっておりまして、これは認可制度です。ですから沖縄県が沖縄電力株式会社に何とかしてほしいと言っても制度上できないと。では、どういった方式でやるかということですが、特別自由貿易地域だけ補助金を投入し

て電気料金を下げるのかという問題もありますので、今こういった方法が可能かということで今年度の太陽光、あるいは拓南グループ等と連携して何かできないかとかいろいろなことを頭に置いて、今年度の事業でやっています。

○玉城満委員 これはぜひ早目にやっていただきたいと思います。実際、簡単に電気料金の低減化可能性調査事業の内容について説明をお願いします。

○田中建治産業政策課長 立地企業における電力契約の形態、電力使用状況等についてアンケート、ヒアリング調査を実施する予定です。一括受電、特定電気事業者の参入、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入などにより電力料金が低減化する可能性のある手法の調査、検討をいたします。そうしまして、電力料金低減化の手法を提案して、運用スキームの作成をしていくという調査の内容です。

○玉城満委員 ぜひこれは早目に進めていただきたいと思います。

次に陳情第102号についてお聞きします。沖縄県が独自で省庁に行くのではなくて、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会—渉外知事会のほうから省庁に行っているという話ですが、その感触についてはいかがでしょうか。そのまま延長が可能なのかどうなのか。現在の感触について。

○新垣秀彦雇用政策課長 これまでもこの法律については5年ごとに延長されてきておりまして、先ほど商工労働部長が説明していましたが、渉外知事会において延長のお願いをしました。11月22日の渉外知事会の中で返事をもらえることになっております。これまでも延長が認められておりますので、そのように進んでいくと思っております。

○玉城満委員 ぜひ、駐留軍の雇用に関してはパート導入以来、向こうで働いている人たちの職に対する精神的な疲労もありますので、この件に関しては、県が責任を持って進めていただきたいのですが、商工労働部長、決意のほどをよろしくをお願いします。

○平良敏昭商工労働部長 駐留軍関係者の離職者、軍で働く皆さんの雇用の安定、職場環境の改善、これは非常に重要なところですので今回の延長についても、当然一特に影響が大きいのは沖縄県ですから、そういう点では全力を挙げて頑張っていきたいと思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情第158号についてお聞きします。この陳情の産業用電力の全国水準並みの料金設定ですが、全国水準と沖縄県の現状についてお尋ねします。

○平良敏昭商工労働部長 電力料金は各電力、九州電力、中部電力、四国電力など各電力会社ごとに定められています。一番電力料金が低いのは北陸電力株式会社です。最近では東京電力株式会社はかなり値上げしていますので、逆に沖縄電力株式会社よりも若干高くなっている状況です。これは5月時点で言いますと、沖縄電力株式会社が一番高いです。業務用電力が全体の中では下から2番目に高いです。高圧に至っても同じように全国から2番目に高いです。全体としては沖縄県は高いということになります。

○仲村未央委員 ちなみに電力以外のコストですね、水、分譲価格、そういったものの全国水準、似たような賃貸工場なり、分譲地なりと比較してコストの割高感はどのように持っていますか。

○平良敏昭商工労働部長 工業用水はもちろん県によってばらばらですが、沖縄県はそこまで高いとは理解しておりません。データは手元にありませんが、過去に何年か前に調べたときには、そこまで高いわけではない。また、分譲価格は沖縄県中城の単価が1平米当たり、2万6700円です。これを比較しますとやはり高いということで、この間制度とあわせて県の取り組みとしては県の分譲価格を下げようということで取り組んできました。その結果、特別自由貿易地域については、用地の料金の価格を下げると融資にも影響しますので、用地の価格はそのままにしておいて、補助金として具体的に土地を購入した後に、操業開始後に雇用の状況等を見て、今の2万6700円の4分の1を交付金として戻すと。それで実際は約1万8000円、9000円くらいになります。さらに事業認定を受けますと、さらにその4分の1になり、トータルして2分の1になるという仕組みで、その辺のコスト感覚も全国並みに改善してきています。電気料金がまだ高いです。

○仲村未央委員 この電気料金の検討調査をされているということですが、実

際にどれくらいに下げていこうというような目標や時期を持っていますか。

○平良敏昭商工労働部長　まだそこまで具体的な目標、どのくらいという一まずはどういう可能性があるかということをしちんとつかまないといけないので、なかなかないのです。例えば、今電気料金の再生可能エネルギーの固定買い取り制度があります、そういったものをうまく利用する仕組みはないか。例えば、賃貸工場の屋根が相当あります。23棟、もっとできますのでその屋根をうまく使う方法があるのかどうか。この辺も今回の調査に入れていこうと思っています。その場合に大量の太陽光発電をすることになるので、系統に影響を及ぼす可能性がある。どういった問題があるのかどうか、この辺もかなり検討しないと単純に再生可能エネルギーの導入といたしましても、系統に及ぼす影響が大きいものですから、それをどうやってうまくバッファーを入れて安定的に供給するかななどの問題もあるので、この辺を総合的に検討しないとなかなか電気料金の問題は簡単にいかないと思っています。

○仲村未央委員　沖縄振興計画等の総点検等々、これまでのいろいろなものを見ていても余り電力料金のコストの問題については、踏み込んで課題として認識している形跡が見られません。皆さんは目標を立てて、大体は先ほど分譲の実績等々もありましたが、ほとんどその目標に達しないという状況が続いています。今回の沖縄21世紀ビジョンの中でも今、全体で平成23年度で実績が90社ですか、これに対して5年後170社、10年後250社と計画を置いています。ただこの電力料金の一方での見通しといいますか、コストの問題として、これをどうインセンティブにつなげていくかとなると、調査というだけで終わっています。今後の10年の見通しの中でも。そういう意味では、これをもう踏み込んで解決するというような手だてが余らないといいますか、そういうようにも思っているのか。そういう中での5年後の170社、10年後の250社という目標を立てていらっしゃるのか。これは課題としては、そういう大きな問題ではないと考えていますか。

○平良敏昭商工労働部長　非常に答弁が難しいのですが、どの企業もそんなに電力料金を使うというわけではないわけです。どういうところが電力料金を使うかといいますと、例えば、来年7月くらいになるでしょうか、渋谷工業株式会社はかなり電力料金を使います。電力料金を使う企業はそんなに、例えば、国際物流拠点といえは特別自由貿易地域に限らず、例えばパーツセンターなどいろいろ想定していますが、そういうところは余り電力料金を使うわけではな

いので、大きな制約にはならない。ですから、特定の分野の企業に限定されてくるわけです、電力料金が大きく弱点として働くケースは。全てが全て電力料金を云々というのの一部です。この辺をどうやってうまくやっていくかというところで、今どういう方法があるのか。確かに、委員のおっしゃるように電力料金についてはなかなか行政も手だてが余りないです。私も立地企業の意向を受けて何度も過去に沖縄電力株式会社に言っていますが、なかなか法律上こうだということになっておりますので、ここは国の動きも電力料金については、総原価方式を見直す方向にあると聞いていますので、その辺で一部下がるところ、あるいは逆のところもあるかもしれませんが、そういうものを見ながらやっていくしかないと思っています。

○仲村未央委員 可能性調査も含めていろいろとスマートグリッドや自然エネルギー云々ということで、それも検討の対象になっていかれるということですが、この処理方針にもある沖縄の地域特性に合った再生可能エネルギーの普及になると、これはどういったエネルギーが沖縄に合ったエネルギーだと思っていますか。

○平良敏昭商工労働部長 従来から太陽光と、風力をやっています。風力発電は向こうではなかなか低周波の問題や地域性が狭いので、かなり難しいのかと思っています。一番沖縄で今後検討しなくてはいけないエネルギーとしては、太陽熱をうまく利用する仕組みはないかと思っています。県内企業もそういう研究を始めて、これはそこまで時間はかからないと思っています。太陽光と太陽熱をどううまく活用していくか、この辺が中城地区に限定するならば、その周辺離島について言えば、台風力と太陽光、海洋エネルギー、太陽熱ももちろん、海洋エネルギーも入ってくると思います。さらに中城地区の場合は地域性がありますので、かなり限定されてくるかと思っています。国にも求めています、電源開発促進税を何とか沖縄県では地方税化できないかと。今、県民が電気料金とあわせて払っていて、年間28億円あります。これを沖縄県に限定してもともと原発にほとんど使われている経費です。これを沖縄県に限定しては地方税化できないかということで、資源エネルギー庁とやりとりをしていますが、現状は厳しいです。前回、照屋寛徳衆議院議員が国会で質問の趣旨を出していますが、これも同じように厳しい対応をしていますので、いずれにしてもこれはやっていきたいと思っています。

○仲村未央委員 何かハワイとエネルギー研究、協同研究をやってらっしゃる

のでしょうか。それはどういった研究なのか、今までの実績等々現状について教えてください。

**○古堅勝也産業政策課副参事** 今ハワイと、クリーンエネルギーの技術協力のパートナーシップを平成22年からやっています。今年度は9月11日に海洋温度差発電の関係で久米島町でワークショップを開くなど、現在いろいろな協力関係を続けています。

**○仲村未央委員** ぜひ先ほどインセンティブとしてどうかということも商工労働部長にお尋ねしましたが、ただでさえ、沖縄の製造業は輸送コストの問題でまず不利です。原材料の輸出入に関しても大変ですし、つくった製品を運ぶことそのものが非常に環境としては製造業の立地を狭めているということはずっと総括としてきていますよね。ですのでぜひ、こういった基本的なコストの問題で、もっと積極的に国に対して沖縄振興計画の総括の課題として出ているぐらいですので、そこはもっと強く自然エネルギーの研究開発についても、あるいは代替可能なものがあるのかということも国策として沖縄でしっかりと展開してコストを安くしていくというように、どんどん事業が伸びるような方向での支援をまだまだ国の仕事は大きくあると思います。そこら辺は皆さんの働きかけとか、国に対してのアプローチはどうなっていますか。

**○平良敏昭商工労働部長** 委員のおっしゃるとおりだと私は思います。つまり、沖縄県は県民所得も一番低い、公共的な料金が一番高いわけです、ある面、例えば、バス料金にしても鉄軌道がないということで。そういう点では、電気料金も原発事故で東京電力株式会社が若干沖縄を上回るようになっているものの、全体としては高い。ですから、こういう問題を離島の問題も含めてやっていくことが、一番の今後の沖縄21世紀ビジョン計画のテーマだろうと思います。ですから、こういうことはやはり、確かに、先ほどから答弁を繰り返さざるを得ないのですが、電力料金は国の仕組みでしかできないという話もありますが、それをどうやって一歩先に進めるかということは、やはり県全体として認識して取り組んでいく課題だと強く頭の中に置きまして、この辺を含めて、今後どういう取り組みが可能なのか議論していきたいと思います。

**○仲村未央委員** 先ほど、渋谷工業株式会社ですか、話も出ていましたが、今金型が非常に注目されているのでしょうか。そこら辺、せっかく立地した企業が長続きしてここで事業がうまくいくということのためにも、今言うような課

題も非常に大事だと思います。金型の注目といいますか、いい感じのものはありますか。

**○安里肇産業振興統括監** 金型につきましては、素形材産業集積のための賃貸工場を2年ほど前につくりまして、今5室用意していた入居スペースに全て入っております。共用の機器もそろっております。さらには工業技術センターと協同研究で追加の機器を入れて、実際に例えばEV車を自作してみたりしています。県内では基板となる鉄鋼、アルミ企業と今連携が進んでいまして、これまで県外に出ていた、例えばアルミの金型を県内で、つまり入居企業がつくるとか、あるいは鉄鋼の部品を入居企業がつくるとか、そういった事例が進んでおります。できるならばまだ何棟かつくって、さらに入居したいという、集積効果が県外にも伝わっております。まだまだ進出したいという企業があるということで、いろいろと準備を進めているところです。

**○仲村未央委員** これからもっとそれを集積させて進めていくという場合の一番大きな課題とか、何がポイントになりそうですか。

**○平良敏昭商工労働部長** 一番はやはり受け入れ施設、人材です。人材はここで育てれば沖縄の若年者の皆さんは結構物づくりは好きです。物づくりの定職率は高いです。ですから、設備と人材をきちんと確保すればふえていくと思っています。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
砂川利勝委員。

**○砂川利勝委員** 陳情第102号についてお聞きします。要請を行った駐留軍関係離職者等臨時措置法の延長期間は何年までですか。

**○新垣秀彦雇用政策課長** 平成25年5月から5年ですので、平成30年までの延長を目指しております。

**○砂川利勝委員** この文面を読みますと、普天間飛行場がグアムに移動した場合の3900人の人たちの仕事がなくなるということですよ。近いうちにそういう流れが実現した場合に、これだけの雇用者があふれたときの対応策みたいなものは考えていますか。

○新垣秀彦雇用政策課長 今、日米でその計画そのものを年内につくるということを言っておりますが、まだそれは示されておられません。県としては仮に3000名の方々が解雇された場合は、県知事を初めとする対策協議会をつくる、もしくは事務レベルの連絡会議等をつくって職を失った方々の再雇用について検討して、速やかに職につけるようにという対策をとることになっております。

○砂川利勝委員 突然、急に解雇されて、対策本部を設けて対応できるような問題ではないのではないのでしょうか。3000人の雇用なんて、沖縄県はぱっと集めることできるのですか。

○平良敏昭商工労働部長 今の米軍の再編に関連する話ですので、急に解雇という話でもありませんので、当然ロードマップが示されてきますので、それに基づいて我々もどういったとるべき施策があるか、きちんとやらなくてはいけないのですが、短期的な問題については国に何らかの対応をお願いするとして、長期的には、受け入れる職場を開拓していかなくてはいけないわけです。ですから、いきなりすぐ普天間飛行場がグアムに移転という話ではないと思いますし、そこにはロードマップが示されてくると思いますので、それに合う形で行政も取り組まなくてはいけないと思います。

○砂川利勝委員 基本的には基地を退去させてほしいということで、オスプレイも来て、いろいろと県民全体でこういった話をされている中で、やはりどういったことをしていくかという考え方を持たないと。確かに失業保険とかで対応はある程度できるかもしれませんが、県内の流れとしては基地はいららないと言っているのです、それをある程度、知恵袋といいますか、案といいますか、新たな産業を興すのであればその流れでもいいでしょうし、基地がなくなったらその跡地利用などもいろいろあると思います。ただ、沖縄の経済、新たな事業を興すことは大変厳しいと思います、第1次産業もそうですが、商工にしても多分新たなものができるのかなということと、少し疑問があると思います。やはりある程度、そういう対応策はしっかりと前もって考えていかないと手詰まりになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 短期的にはかなり厳しいことも想定されますが、企画部を中心に返還軍用地の跡利用を計画をしております、どういった土地利用に持っていくのかと。長期的には返還スケジュールを念頭に置いた取り組み



をやっているわけですが、ただ返還されてから数年は使えないわけです。ですから、すぐ企業がそこで雇用を生み出せるという状況でもないので、この間をどうするかということは、やはり全体を上げて考えて対策をとる必要があると思っています。

○砂川利勝委員 文面しか見ていませんが、文面の流れでいけば厳しいことになるということが書かれています。やはり後の祭りにならないような対策はやはり考えて、アイデアを持っていたほうが、いざというときに対応できると思いますので、よろしくお願いします。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情第81号外4件の審査を行います。  
ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。  
なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。  
平田大一文化観光スポーツ部長。

○平田大一文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、議員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料という資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、継続陳情が1件、新規陳情が4件となっております。継続陳情につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

新規陳情4件を説明いたします。

説明資料の3ページをお開きください。

陳情第140号の2、美ぎ島美しや先島圏域の振興発展に関する陳情。陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。先島圏域においては、地域間連携を強化し、広域的で多様な周遊型観光リゾート地の形成により、両地域が一体となった戦略的な取り組みを進めることが重要であると考えております。周遊観光船が就航した場合のメリットとして、圏域間における観光客の相互流入による経済波及効果、新たな観光ルートの開設による観光需要の拡大や交流人口の拡大等のメリットが想定されます。しかしながら、周遊観光船の就航については、当該航路の採算性や参入する事業主体など克服すべき課題が多くあることから、県としては観光客のニーズも踏まえ、慎重に検討する必要があると考えております。なお、今年度、企画部交通政策課では、先島旅客航路の再開の可能性について調査を行っているところであり、この中で船舶旅客需要の推計、就航船舶の確保の方法及び取得費用の調査、採算性の分析等について調査を行っているところであります。さらに、那覇港を拠点とし沖縄本島や周辺離島、宮古・八重山地域を周遊するクルーズ船の運航について、クルーズ会社等と連携し集客に向けた広告支援等を行うこととしており、離島周遊のクルーズ振興のために積極的に取り組んでいるところでございます。

今後とも国、関係市町村、航路事業者等とも連携しながら、就航の可能性を調査・検討していきたいと考えております。

説明資料の4ページをお開きください。

陳情第143号、空手道会館（仮称）の中部地域への誘致に関する陳情。

空手道会館（仮称）の誘致については、中部市町村会のほか、豊見城市、糸満市、浦添市、那覇市及び沖縄市から要請を受けております。県としては、市町村等からの要請内容や、空手道会館（仮称）基本計画策定委員会の意見も踏まえ、空手の歴史的背景、周辺環境、交通アクセス等を含めた総合的な観点から空手発祥の地・沖縄の発信拠点としてふさわしい建設場所を選定したいと考えております。

説明資料の5ページをお開きください。

陳情第144号、沖縄県立郷土劇場（仮称）の中部地域への誘致に関する陳情。

県立郷土劇場にかわる新たな文化発信交流の拠点となる施設の誘致については、中部市町村会のほか、南城市、与那原町、北谷町、八重瀬町、西原町、糸満市、豊見城市、うるま市から要請があります。沖縄県では、拠点整備に向け、平成23年度から今年度にかけて文化発信交流拠点整備検討委員会において検討を進めてまいりました。同委員会では、県内には多くの文化施設が存在し、十分に活用されていない状況からまずは解決すべきではないか、新たな施設の必

要性は理解できるものの、その前にコンテンツの創出、文化人材の育成、運営体制の充実を優先すべきではないかなどのさまざまな意見がありました。これらの議論を踏まえ、去る9月19日に開催した検討委員会において、将来的には新たに施設を整備することを展望しつつ、中心的な拠点として国立劇場おきなわを位置づけるとともに、既存の文化施設を戦略的に活用しながらソフト面の充実を図るべきである、との方向性が示されました。その上で、観客や実演家などから強い要望があった飲食・物販機能や稽古場などを補完的に整備していくことが望ましい旨、確認されたところであり、具体的な周辺整備については、今年度下半期引き続き同委員会において検討し、基本構想として取りまとめることとしております。今後は、検討委員会から示された方針を踏まえ、国立劇場おきなわなど関係機関との調整を行いながら、今年度中に文化発信交流拠点整備基本構想を取りまとめることとしております。

説明資料の6ページをお開きください。

陳情第161号、新沖縄県立劇場の誘致に関する陳情。

県立郷土劇場にかわる新たな文化発信交流の拠点となる施設の誘致については、うるま市のほか、南城市、与那原町、北谷町、八重瀬町、西原町、糸満市、豊見城市、中部市町村会から要請があります。以下については、先ほどの陳情第144号と同様の内容ですので、説明を省略します。

以上が文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情第144号、第161号についてお聞きします。前回の経済労働委員会でも国立劇場との関係で一国立劇場が今ありますね、国立劇場をつくるから県立劇場はつくらないでほしいという覚書が、この経済労働委員会の中でもあるという話が上がりました。その覚書については、それ以降どのようになっていますか。県立劇場を堂々とつくっていいことになったのか、何なのか、

その辺の整合性をお願いします。

○瑞慶山郁子文化振興課長 これはたしか平成23年度、昨年の文化発信交流拠点整備検討委員会一検討委員会の中で出た話でした。そういった話があるとは伺っておりますが、具体的にそういった取り決めであったという文書が確認できない状況です。ただ、当時の担当者の大城委員長がそれにかかわっていたということで、記憶としてはあるという話でしたが、この話が出たのも大城委員長から出ましたが、実際には当時、別の機関でかかわっていた方に聞くと、そのような覚えはないということがあったり、今現在は確認できない状況です。

○玉城満委員 では、今の段階では堂々と県立郷土劇場をつくれるということですよ。もう一つですが、今、国立劇場おきなわを当面の間、県立郷土劇場的な利用の仕方をしていきたいということですが、これは国立劇場は国の機関ですよ。県立郷土劇場は県ということで、事業形態はどういったことになりますか。国立劇場おきなわと沖縄県の文化振興会なりが共同でそこを運営していくという形の県立郷土劇場ですか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 今は、国立劇場おきなわの施設自体は国の物で、運営として国立劇場おきなわ運営財団が委託を受けて、運営を引き受けている状況です。ただ、この施設が設立されたのは当時の沖縄県知事や教育長が要請して、つくってほしいということでできたということで、国としても沖縄県民のための施設であるという位置づけですので、利活用は県のほうも一緒になってやってほしいという経緯があります。運営については、直接は国立劇場おきなわ自体の運営は国といたしますか、国立劇場おきなわ運営財団のほうでやりますが、その周りの付随施設を今後整備するとしたら、そのあたりは県のほうで。国立劇場おきなわとは連携して行って、例えば、この中の公演をソフトに関して委託するなどの連携をするという方法があると思っています。

○玉城満委員 今回の国立劇場おきなわの稼働率はどうですか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 約7割です。69%ぐらいだと思います。

○玉城満委員 これは本番ですか。リハーサルなども入ってますか。リハーサル込みですよ。本番の稼働率はどの程度ですか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 本公演だけの稼働率の数字はパーセンテージでは出ていません。国立劇場おきなわの自主公演としては、年間30公演ほどを実施しております。

○玉城満委員 先ほど稼働率が70%という数字がありましたが、あの70%の中には稽古場の稼働や、そういったことが入って70%だと思います。本劇場が大小ありますよね。そこで客を集めて、どれだけの人を集める公演をやっているのですかという、その本番が主にこの30公演なんですよね。それにあといろいろなところが少し入ってくる。多分、稼働率は先ほどの70%というところから、かなり減ると思います。何が言いたいかといいますと、国立劇場おきなわの運営でさえ、やはり本番の稼働率が約3割しかできていない中で、今、ハードありきということが果たして現実的であるのか否かということが第一です。なぜその話をするかといいますと、各市町村から誘致の話がきているので、各市町村の文化関係者、劇場関係者と県はもう一度話し合いをするべきだと思います。単に、ハードをここに持ってきてほしいという話になると、またもとのもくあみで結局は稼働率が20%。実は県立郷土劇場の稼働率もそんなにいいとは言えませんでした。あれが本当に稼働率が80%、90%あったならばもっと続いていたのではないかということが大方の意見です。稼働率を出すときに、やはりどれだけ客を集めて、どれだけの客に見せたかということのを重要視していく。各市町村が誘致活動をしているのではないですか。誘致活動をする中で、各市町村の文化事情、市町村が抱えている劇場、ホール稼働率とか、文化活動の内容とか、チェックしていくべきだと思います。ということで、地域的に向こうに決めましたということで、最終的にこれが生かされていないということになりかねないとも限りません。そういう意味では、今、検討委員会で有識者の皆さんが一生懸命やっているかもしれませんが、各市町村からこういった誘致運動が来るということは、市町村との連携をもう少しやって、要するに県立郷土劇場の北部、中部、南部、離島の移動劇場を充実するという話をまずは優先させるべきではないかと、これは私の意見ですが、文化観光スポーツ部長、いかがでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 御提言ありがとうございます。今、例えばハードありきが現実的かどうかということに関しては、今回検討委員会の中でも非常に議論が出されているところです。私もきむたかホールの館長をしていましたので、まさに、委員がおっしゃっている指摘のところはすごくわかります。出されている数字が、例えば、本番だけではなくて稽古を含めてのものな

のか。例えば、今手元にある資料でいいますと、平成22年度ですが、国立劇場おきなわの自主公演で考えた場合、大劇場に関しては86.4%、小劇場の稼働は70.1%、多分この平均をとって、今7割という形になっています。開館日が270日に対して、自主事業で完全に使用する日数が155日。恐らく30公演しか自主公演がありませんので、それ以外の日数は稽古で1公演につき4回など、きっとホールを借りてやっているだろうということが考えられます。ですから、逆に言いますと、国立劇場おきなわを、ある意味、中心拠点として捉えて動かすにしても、今までの国立劇場の運営の形態だけでは、せっかく県も一緒になって国と一緒にやろうという中で、なかなか使い勝手が悪いではないかという意見が出ないように、中身に関してこれからまた詰めていかなくてはいけないと思っています。移動しながら回っていくということも非常におっしゃるとおりで、我々の中では、検討会の中でいろいろなアイデアが出てきています。例えば、お出かけ国立劇場のような形で、実は中部、今回出ていますが、うるま市とかは3つもホールがあります。そういったところではなくて、与那原町などの南部のなかなかホールの誘致の声を上げて、実現しないところに、できればお出かけ等をどう組んでいくのかとか、いろいろと手を検討していきたいと考えています。

**○玉城満委員** これから検討委員会がいろいろ県立郷土劇場のあり方について話をしたいと思います。先ほど言いましたように、市町村とのタイアップ、話し合いは絶対に持っていただきたい。要するに、今までの県立郷土劇場がなぜそこまでうまくいかなかったのかということは、県の文化振興会が委託を受けて、舞踊団体をお願いしてチケットのノルマを与えたりだとか、時間が1時間何分ですとか、いろいろな規制があった中で、かなり稼働が厳しかったのです。客もほとんど立ち方がチケットを売っていくと。そういったやり方ではなくて、ここにはプロデューサーを育てなくてはいけない、ディレクターも育てなくてはいけない、立ち方も育てなくてはいけないという中で、立ち方がチケット売りまでやっているということが今の沖縄の現状です。そういったことも含めて、人材育成も含めて県立郷土劇場のあり方は、広範囲でやっていただきたいと思っています。最後に決意をお願いします。

**○平田大一文化観光スポーツ部長** 文化に関しては、まさにおっしゃるとおりです。今回の拠点の整備に関する議論をしながら、中身はソフトをどうやって、しっかりと育てていくのか。ソフトを育てていく中で、延長線にやはり必要だという議論の中で、いわゆる本当に必要なハードをどうやって整備していくか

というところが、大事なポイントだと思います。ハードを整備する、今必要なハードは逆に実演家とか、観客の皆さまからアンケートが出ているように、実はにぎわい機能といいましょうか、そういった国立劇場であったとしても、周辺に県立郷土劇場に本来あった稽古場や道具部屋など、そういった意見がありますので、そういったものをかなえていくことで、まずは、今ある既存の施設をしっかりと活用していくということから始めて、その中で、ほかの市町村にあるホールとも連携しながら、どうやってそれをつなげていくかという意味では、まさに芸術監督のような人材育成、プロデュースする能力を持った人材育成等々を含めて今後は、県立芸術大学もありますし、アートマネジメントをもっと勉強できる環境整備をしっかりとやりながら立体的に、重層的に文化の人材育成と新しい文化の創出をやっていきたいと考えています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 陳情第143号についてお聞きします。この陳情の中で9月には施設の規模、機能、場所を決定していると聞いているとありますが、今の状況はどうなっていますか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 当初予定で9月末までにということでしたが、まだ、今まさに選定中です。当初よりおくれています。今月中あたりにはどうか決定したいと考えています。

○瑞慶覧功委員 機能、規模はどれくらいですか。内容はどのようになっていますか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 これにつきましては、委員会あたりで要望として出ているのは、競技ができるコートが4面ぐらいは必要ですとか、例えば、資料室ですね。大きさということではなくて、どのような機能が必要かという話をしていまして、資料室とか空手の歴史を皆さんに一海外、県外、県内の方に周知する資料館、セミナールームとか道場機能の稽古室、それから空手の偉人たちの顕彰碑をやったらどうかという案が出ています。

○瑞慶覧功委員 空手と古武術も一緒だと思いますが、その協会からはそういった場所や要望、希望を含めて具体的にありましたか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 具体的な場所、今の委員の中では空手の道場関係者が多く、那覇市がいいという案があります。意見として出ていますが、ただ、県有地などそういう中で場所が限られてきますので、どこということは、最終的にもう一度確認といたしますか、そういうことがあります。

○瑞慶覧功委員 今、委員とおっしゃいましたが、空手関係者といたしますか、協会と同じと考えていいのですか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 陳情処理方針にもありました、空手道会館（仮称）基本計画策定委員会—基本計画策定委員会といたしまして、空手の関係者の方、経営関係者、教育関係者を含めて10名ほどおります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 陳情第143号についてお聞きします。やはり空手の発祥地沖縄、世界からも注目されていると思います。そのためにはやはり発祥地ということですので、いろんな面で総合的に沖縄に来たら、会館はすごいと思われる規模であってほしいと。そのためにもやはりアクセス、いつ行っても交通が混まないような形をとらないといけません。プロ野球やサッカーみたいに、大勢の方が来るスタジアムのように。ですから、那覇市の話も空手の関係者の方からあると。私は当然だと思います。やはり空港から近い、これだけの大きな施設をつくるということで、これが策定委員会で決めますか、それとも検討委員会が別にありますか。こういった形でこれは。

○瑞慶山郁子文化振興課長 検討委員会では意見をいただいておりますが、最終的にはほぼ県有地が候補地に上がっていますので、特段各市町村からの要請があっても市町村の土地の提供の話はありませんので、今のところ県有地を考えております。最終的には意見をいただいて、県のほうで決定するという事になります。

○新垣哲司委員 そうしますと、空手の発祥地ということが違ってくるのではありませんか、県有地につくるということは。そのように言われておりますので、やはり県有地という限定は合わないのではないのかと思います。県有地で



決定していますか。

**○瑞慶山郁子文化振興課長** 今、用地の決定判断基準につきましては空手のルーツなどの歴史的背景との関連性、空手の生地としてふさわしい景観、周辺環境、交通アクセス、宿泊施設等の利便性、ほかの文化施設、運動施設などの連携可能性なども基準にします。今、市町村からの要請が上がっていますが、皆さんそれぞれ県有地を想定しての誘致ということで、活動ですので、その中からこの判断基準で決定するという方向になると思います。

**○新垣哲司委員** 最終的には知事が決めますか。

**○湧川盛順文化スポーツ統括監** 先ほど話しましたとおり、検討委員会の中に沖縄空手道振興会の方々も入っております。また、有識者や教育関連の方々も入っていただいて、その中で、どのような機能が望ましいのかということも議論しています。機能とあわせてどういった場所がふさわしいのかについても意見をいただいております。そういう中で、市町村からいろいろな誘致活動の要請が来ているという現状です。一方で、ふさわしい場所、面積として結構な面積が必要になります。今、1ヘクタール近くの面積が必要になると想定しておりますので、そうなりますとどうしても場所が限られてきます。今、市町村からの要請についても、いわゆる県有地という考え方ですので、県として県有地を中心に選定していく形になるのかと考えております。

**○新垣哲司委員** 言えば言うほどわかりにくくなりますね。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
翁長政俊委員。

**○翁長政俊委員** 陳情第143号についてお聞きします。この基本計画策定委員会の委員の皆さん方から答申は出ていますか。

**○瑞慶山郁子文化振興課長** 答申という形ではなくて、委員会の中で意見を伺うことはございます。

**○翁長政俊委員** 基本計画策定委員会ではどこまで作業をしますか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 基本計画策定委員会では施設の計画、建設もそうですが、展示の空間に関する計画、管理運営の利用促進に関する計画など、できて後の運営も考えなくてはいけないので、そのあたりの意見を伺っております。

○翁長政俊委員 委員の皆さんで特定の結論を出すとか、そういった方向が望ましいとか、こういう形がいいとか、委員としてまとめた意見は出てきますか。通常、委員会をつくってやるとなると、委員会の意思が出てくると見えますが、ただ委員の皆さん方に議論をさせて、議論の中でいろいろな意見が出たものを拾ってきてこうですという話ですか。委員の皆さん方が一定の方向、方針、答申などそういう方向のものが出てくると、通常私は理解をしますが、そういう運営の方法ではないのですか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 先ほど申しましたように、施設の内容について意見をいただいてそれを反映させる、県の計画に反映させていくということで答申などそのような方向ではありません。それは最初のほうで委員の皆さんにも御了解をいただいて実施しております。

○翁長政俊委員 とてもわかりにくいです。基本的には、通常の仕事を決めていくシステムであれば、委員会に上げて委員会に議論をさせて、一定の結論を出して、答申ないしその方針のようなものが出来、それを担当部なり、さらには副知事なり知事に上がって行って、それをそうですという形の決定がなされるものだ。通常の行政システムならそうですよね。私はそのように理解していますが、そういう流れではないのですか。

○湧川盛順文化スポーツ統括監 委員会ではいろいろなスタイルがあると思います。先ほどおっしゃられたように、一つの提言という形でまとめるのも一つの方法だと思いますが、今の委員会のあり方は、その中でいろいろ議論していただく。議論をしていただきますので、当然、最初的时候には、委員会としての意見の取りまとめは出てくるとは思いますが、それを提言という形でまとめるという方法はとっておりません。

○翁長政俊委員 提言という形でとらないと何をベースにして決めますか。方針など取りまとめが出てくると、それを受けて知事が幾つかあるならば、幾つかの候補地からこれだという決め方をするでしょうけれども、そういったもの

も全くなくて。委員の皆さん方は委員の皆さんで適当に議論して、上に上げるものが何もないと、そういう形で決められるものですか。

○湧川盛順文化スポーツ統括監 先ほど言いましたのは、提言という形は設けておりませんが、当然のことながら委員会としての取りまとめはやります。それを受けて県のほうでいわゆる基本計画をつくり、場所の選定をして進めていくという方法をとっております。

○翁長政俊委員 わかりました。この委員会の議論は終わったのですか。

○湧川盛順文化スポーツ統括監 まだ続けております。今2回終えたところで今後また、委員会が開催される予定です。

○翁長政俊委員 委員会は何回開く予定ですか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 今年度中に、4回の開催を予定しております。

○翁長政俊委員 用地の選定は、空手道会館をつくる意味での大きなポイントだろうとも思います。今2回終わったということですが、今月いっぱい出すという方針も確認されているのですか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 当初は9月でしたが、10月中に出すということで予定しております。

○翁長政俊委員 用地の選定に当たっては、それぞれ市町村からいろいろと誘致の動きがありますが、県側で条件を付したことはありますか。特に用地であれば、市町村からいろいろと上がってきていますが、上がっている中で市町村に用地を提供してほしいなど、要するにそういうものがあれば、あなたのところに決めますなどの条件を出されたことはありますか。

○湧川盛順文化スポーツ統括監 それぞれ市町村から要請がありましたので、県としてはそれぞれの市町村とヒアリングといたしますか、意見交換を行いました。その中でできるだけ、市町村のほうで用地を提供してほしい、もしくは県と連携できるような方策を考えてほしいということは伝えております。今のところ用地としては、どこの市町村からも市有地を提供できるような報告は受け

ておりません。

○翁長政俊委員 これ以上のその他の条件は、ほかに付したことはありますか。

○湧川盛順文化スポーツ統括監 特に条件は付しておりません。

○翁長政俊委員 ということになりますと、今までの質疑の内容からすると県有地で行うことはほぼ決定ですね。皆さん方が要請した県有地以外の提供を求めたけれどもゼロだったということになりますと、県有地で行うしかないということですよ。そう理解してもよろしいでしょうか。

○湧川盛順文化スポーツ統括監 現状のところ、用地が県有地に限られてくるということになると思います。

○翁長政俊委員 1ヘクタール以上の県有地はたくさんあると思いますが、立地条件に合うところとして幾つか候補地がありますか。

○湧川盛順文化スポーツ統括監 幾つもあるという状況ではありませんが、複数がございます。

○翁長政俊委員 その中に那覇市は入ってますか。

○湧川盛順文化スポーツ統括監 この辺は今後の作業になりますので、コメントは控えさせていただきます。

○翁長政俊委員 先日、那覇市議会、那覇市も皆さんのところに陳情に伺っております。私も陳情に行った一人ですので、特段の御高配をよろしくお願い致します。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 陳情第140号の2をお聞きします。陳情者が言っている離島間の周遊観光船のイメージですが、これはどういうことのイメージですか。

○神谷順治観光振興課長 今の美ぎ島美しや事務局は宮古島市が事務局を持っていますが、そこにこの陳情を受けて、我々のほうで聞き取り調査をしたところイメージとしては那覇市、宮古島、多良間島、石垣島、与那国島の離島周遊観光船ということです。定期運行なのか季節運行なのかとお聞きしたところ、まずは春先から冬まで、3月から10月までの季節運行ができないかと考えているということです。それから、特に観光メニューの策定など、商品開発シミュレーションなどありますかとお聞きしたら、今のところそういったものはありませんということでした。どのくらいの規模の船を想定しているかお聞きしたところ、規模もまだ想定していないということです。

○崎山嗣幸委員 那覇市、宮古島、多良間島など。宮古—那覇間がどうこうではなくて、先島全域といいますか、この周遊観光ということを含めて県は考えていますか。

○神谷順治観光振興課長 実は企画部ですが、現在、就航可能調査事業という調査事業をしております、これが今年度10月から2月末までの事業委託です。その中で、船舶需要の推計や船旅の確保方法及び取得表の調査など、ランニングコストの採算性、つまり運行の収支の分析とか、海路再開に当たっての採算性なども調査事業をお願いしているところで、そういうことを待って、調査結果を踏まえて対策を立てていくと聞いております。

○崎山嗣幸委員 陳情者は宮古—那覇間と言っていますが、皆さんの処理方針の中においては多分、先島全域といいますか、戦略的な取り組みが重要であると答えていますよね。その中で採算性、事業主体、克服すべき課題は多くあると言っていますが、今言ったことも含めて慎重に検討すると言っているが、この陳情者の那覇—宮古間ではなくて全体的な戦略的な需要、全体的なことを意図して慎重に検討するという意味なのか、この答弁はどうですか。宮古—那覇間のことを陳情者は言っている、皆さんの答弁は全域のことを言っているのではないですかと聞いています。

○神谷順治観光振興課長 県としては要するに、那覇、宮古、八重山の全体的な就航という意味で連携しながらということで答えております。

○崎山嗣幸委員 その中で、企画部交通政策課では先島航路の再開の云々と答えていますよね。採算性の分析と書いてありますが、この観光船と、旅客航路

の再開との関係は皆さんの所管とどのような関係ですか。

○神谷順治観光振興課長 先ほど述べましたように、企画部交通政策課では観光航路を含めた、定期便も県民の足といいたいでしょうか、有村産業株式会社が平成20年7月に破産。そういった意味を含めて、トータル的な調査事業です。県としましても、観光サイドとしましてはとりあえずは観光周遊船も検討しておりますが、やはり観光客を含めてなかなか御存じのように飛行機がメインですので、そういう意味では、それを含めて県民の足としてプラス観光客としてという、それもあわせた形で我々は考えているところです。

○崎山嗣幸委員 回答が漠然としているので、意味がわかりません。これは本当に先島航路の再開については、いろいろな分析をしていると言っていますが、今、言っていることも含めて先島航路の再開に向かって、皆さんは基本計画の中において長期的な基盤でこういったことを構想していますか。ただ答弁しているのかと聞いています。

○神谷順治観光振興課長 県としましては、沖縄21世紀ビジョン並びに第5次観光基本計画においても中長期的にそういった形で就航といえますか、航空機も船も含めた形で考えております。

○崎山嗣幸委員 この答弁は、今言ったように基本計画に打ち込んで、そういった構想で先島の航路の再開も含めて考えているということで理解していいですか。

○神谷順治観光振興課長 そのとおりです。

○崎山嗣幸委員 ではこの答弁は、先島航路の再開と周遊観光船も一体的だと答弁しましたよね。この周遊観光船も含めて、先島航路も含めて皆さんの構想の中においては、そういった方向に向かって検討していくということで、理解して構わないですか。

○神谷順治観光振興課長 そのとおりです。

○崎山嗣幸委員 そうなりますと、皆さんは問題点の課題の克服に向かってどういった戦略を持っているのか、説明してください。

○神谷順治観光振興課長 まず離島の取り組みとしましては、離島への交通アクセスを充実して、これは観光サイドからですが、旅行商品の造成を促進するため、離島国内チャーター便の運航や離島の観光協会等に対する航空路線等々を今、助成しているところです。課題と対策については、離島への誘客の課題としては、まず移動手段が限定的であるということ、それから沖縄本島に比べて旅行商品の造成やPRの動きが薄いこと、詳細な離島観光の情報の提供等の魅力の認知度を高める余地が大いにあるという課題を考えています。この課題を解消するために、今年度は離島国内チャーター便の運航や離島観光協会等による航空路線開発活動に助成を行っております。また、離島への交通アクセスを充実した旅行商品の造成等を推進しております。今後は、引き続き離島へ行くための客船旅行会社等と連携したキャンペーン、プロモーションの制作を行い離島観光の全般的な魅力を発信する予定でございます。

○崎山嗣幸委員 皆さんは採算性とか、事業主体も含めて課題があると言っていますが、この調査といいますか、調査をしたり分析などの実施は次年度からなのか、今年度どうするのか。旅客客船の再開については今年度から分析すると言っていますが、分析をして再開については。皆さんの計画的なスパンは、分析した後その後どういった方向に展開するのかについて、次年度に向かっていると財政の問題とか含めてどのように考えていますか。

○神谷順治観光振興課長 まずは企画部から、調査が上がってきますので、その調査を受けて具体的にどういった方策がとれるのかを企画部と調整しながら、連携しながら展開していきたいと考えています。

○崎山嗣幸委員 陳情者は宮古一那覇間と言っていて、皆さんの受けとめ方は八重山、久米島、県内の離島間、伊平屋、伊是名も含めてかな、トータル的なことを含めて、周遊観光船を走らせようという構想で問題点の各部調整、検討するという方向でありますということで受けとめていいのですね。

○神谷順治観光振興課長 そのとおりです。実は我々は、那覇港を発着するフライアンドクルーズのCMもしております、一旦、飛行機で那覇に来ていただいて、そこから那覇、宮古、八重山という形でのクルーズ船も実際今支援しておりますので、そういうことも含めて対応していきたいと思っています。

○**崎山嗣幸委員** では、そういった先島の観光、経済にも大きく転換するという希望が持てる方向に行くと思います。やはり早急にといいますか、問題点の克服がされるようお願いをしたいと思います。

○**上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
仲村未央委員。

○**仲村未央委員** 陳情第140号の2についてお聞きします。少し聞いていてもよくわかりませんが、企画部交通政策課がやる旅客航路の再開の問題と周遊船の可能性は別次元の話ではないかと思います。というのは、旅客はむしろ生活路線といえますか、周遊船は船に乗ること自体も目的としながら周遊をする、それこそが、そのものが目的というところもあるわけですね。そこら辺で可能性調査というのが、この周遊観光船の可能性調査をしているのか、先島旅客航路の採算の問題を論じているのか、そこら辺がよくわかりません。

○**神谷順治観光振興課長** 先ほど申し上げましたとおり、宮古島市に聞きましたら、まずは観光で需要を起こし、引き続き島内の移動といえますか、そういった県民の足に向けても考えていきたいという話ですので、県としてもまずは、美ぎ島美しや市町村会が、地域がそういった方向性で陳情を出してきたというふうに、我々は理解しております。県としましては、先ほど話しましたように、地域だけでできるのか、それとも那覇からフライアンドクルーズでできるのかも含めて、この調査を待って検討していきたいということです。

○**仲村未央委員** 基本的な県の観光政策の視点としてどうなのかということが問われると思います。本当に観光需要をこれによって喚起もしつつ、宿泊も伸ばして、単価も上げていこうという戦略であれば、本当に周遊として可能なのかというところをストレートに調査して、そのニーズを把握して、商品開発して、受け入れ体制があるのかというように整理をしないと。中途半端に、単に、離島航路の再開の問題は、それはもちろんストレートにやる必要はありますが、それに乗っけて云々というレベルの話では、全然観光振興の戦略性は出てこないと思います。そこら辺のニーズ調査はどうなっているのか、商品開発や受け入れ体制、これは恐らく観光施設だけではなくて、ごみの問題もあるでしょうし、いろいろ医療体制もあるでしょう、こういったことも含めて、本当にそれが可能なのかというそういったことに位置づけて展開しないと、皆さんが沖縄21世紀ビジョンで言うような離島を生かした観光開発は非常におぼつかないの



ではないかという感じがしますが、いかがでしょうか。

○**下地芳郎観光政策統括監** 離島間の周遊を図って滞在日数を高めたりということは、県の施策としても非常に重要だという認識を持っております。来年の新石垣空港の開港に伴って、現在、全日空—ANAが宮古島と石垣島に運航することが決定しておりますから、離島間の活用については、航空路線の活用をすることが最優先だと思います。一方で、周遊の観光船につきましては、正直に言って現在の離島間の航路の状況から見ても、これだけのニーズがあるということはなかなか見込めない状況です。一方で、クルーズ船が那覇から宮古、八重山を回るとは今、旅行会社がやっていますので、これの状況も見ながら検討しないといけないと考えております。離島間の観光船がだめだということではなくて、現状のクルーズ船の動向、一方で観光客だけということではなくて、まずは企画部交通政策課がやる部分についても同時並行でいいと思っておりますが、目的は離島間の周遊をどう図るかということですので、優先順位の中で考えていけばいいと考えております。

○**仲村未央委員** 課題がたくさんあるようなことは何となく伝わります。ぜひこういった陳情も出ていることですので、本気でぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

○**上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」) と呼ぶ者あり

○**上原章委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○**上原章委員長** 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議する)

○上原章委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第3号議案沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第4号議案沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 意見・討論等なしと認めます。

以上で意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第4号議案沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(「賛成者挙手」)

○上原章委員長 挙手多数であります。

よって、乙第4号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議する)

○上原章委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

お手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 次に、視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、海外視察日程について協議を行ったが、視察先等について意見の一致を見なかったため、後日、再度協議をすることで意見の一致を見た。)

○上原章委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

海外の視察調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 上原 章